

令和7年第7回定例会

# 草津町議会定例会会議録

自 令和7年12月1日  
至 令和7年12月5日

草 津 町 議 会

令和七年第七回〔十二月〕定例会

草津町議会議録

令和七年第七回〔十二月〕定例会

草津町議会議録

令和七年第七回〔十二月〕定例会

草津町議会議録

## 令和7年第7回草津町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

### 第 1 号 (12月1日)

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員指名	5
○会期決定	5
○町長行政報告	5
○議長議会報告	11
○議案第1号～議案第13号の一括上程、説明	13
○承認第1号の上程、質疑、討論、採決	22
○報告第1号の報告	25
○報告第2号の報告	25
○請願・陳情書の上程、委員会付託	27
○議事予定の決定	29
○散会の宣告	29

### 第 2 号 (12月5日)

○議事日程	31
○会議に付した事件	32
○出席議員	32
○欠席議員	32

○説明のため出席した者	3 2
○事務局職員出席者	3 2
○開議の宣告	3 3
○議事日程の報告	3 3
○付託議案にかかる委員長報告	3 3
○議案第1号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第2号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第3号の質疑、討論、採決	4 0
○議案第4号の質疑、討論、採決	4 0
○議案第5号～議案第7号の一括質疑、討論、採決	5 6
○議案第8号の質疑、討論、採決	5 7
○議案第9号の質疑、討論、採決	5 7
○議案第10号の質疑、討論、採決	5 8
○議案第11号～議案第13号の一括質疑、討論、採決	5 8
○請願・陳情書にかかる委員長報告	5 9
○議員派遣の件	6 1
○付託議案外にかかる委員長報告	6 2
○一般質問	6 4
3番 有坂太宏君	6 4
○閉議及び閉会の宣告	7 0
○署名議員	7 3

草津町告示第61号

第7回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月25日

草津町長 黒岩信忠

記

1、日時 令和7年12月1日 午前10時

2、場所 草津町役場

3、議題

- 議案第 1号 草津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 2号 草津町町営賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3号 草津町温泉使用条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第8次）
- 議案第 5号 令和7年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 議案第 6号 令和7年度草津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 議案第 7号 令和7年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）
- 議案第 8号 令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第3次）
- 議案第 9号 財産の取得について
- 議案第10号 温泉引用許可について
- 議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 議案第13号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 報告第 1号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について

報告第 2 号 温泉高度利用許可について

令和 7 年 12 月 1 日（月曜日）

（ 第 1 号 ）

# 令和7年第7回草津町議会定例会

## 議事日程(第1号)

令和7年12月1日(月曜日)午前10時開会

- 第1 開 議
- 第2 議事日程の報告
- 第3 会議録署名議員指名
- 第4 会期決定
- 第5 町長行政報告
- 第6 議長議会報告
- 第7 議案上程  
議案第1号から議案第13号まで
- 第8 議案第1号から議案第13号 委員会付託(別紙付託案)
- 第9 承認第1号上程 質疑・討論・採決
- 第10 報告第1号及び報告第2号 報告
- 第11 請願・陳情書上程 委員会付託(別紙請願及び陳情等文書表)
- 第12 議事予定の決定(別紙案)
- 第13 閉 議(散会)

---

## 会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(11名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 直井新吾君 | 2番  | 安齋努君  |
| 3番  | 有坂太宏君 | 4番  | 市川祥史君 |
| 5番  | 安井尚弘君 | 6番  | 小林純一君 |
| 7番  | 金丸勝利君 | 8番  | 上坂国由君 |
| 9番  | 湯本晃久君 | 10番 | 黒岩卓君  |
| 11番 | 宮崎謹一君 |     |       |

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	黒岩信忠君	副町長	福田隆次君
教育長	富澤勝一君	愛町部長	川島和武君
企画創造課長	田中浩君	総務課長	石坂恒久君
税務課長	堀田高史君	住民課長	熊川一記君
健康推進課長	萩原健司君	観光課長	宮崎健司君
土木課長	佐藤俊之君	福祉課長	越前谷学君
会計管理者	一場礼子君	生活環境課長	宮崎雄一君
こどもみらい課長	高井洋一君	上下水道課長	岡田薫君
教育委員会事務局長	白鳥正和君	ベルツこども園長	橋爪保君
温泉課長	関亘君	総務課主査	今平一真君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	和田修	議会書記	新田美幸
--------	-----	------	------

開会 午前10時00分

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和7年第7回草津町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名します。

1番、直井新吾議員、10番、黒岩卓議員の両名を指名いたします。

---

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期につきましては、11月21日に開催されました議会運営委員会で協議した結果、本日から8日までの8日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期については本日より8日までの8日間と決定いたしました。

---

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） おはようございます。

それでは、行政報告を行います。

9月3日、吾妻環境施設組合が来庁し、関係町村長会議の内容について説明を受けました。

9月8日、長野県から信濃毎日の記者が来庁され、草津町の火山防災への取組について取材を受けました。

9月9日、第52回福祉パレードメッセージ伝達式に西吾妻地区福祉パレード実行委員、保護者、手をつなぐ育成会の方々が来庁され、実施をされました。

9月9日から11日にかけて草津町議会と町当局により大分県竹田市及び熊本県熊本市へ議員10名、事務局3名と私を含めた計14名で視察研修を行いました。竹田市では長湯温泉を訪問し、厚生労働省が定めた温泉と運動の組合せで健康づくり、温泉熱型健康増進施設2か所の視察を行い、温泉施設や利用方法の説明を受け、意見交換を行ってまいりました。また、熊本県では阿蘇中岳火口のレベル1の対応や退避壕などを視察をし、熊本県では熊本地震で、甚大な被害を受けた熊本城の復旧作業並びに復興状況などについて説明を受けました。3日間大変の行程でしたが、大変有意義な研修となりました。

続いて、9月11日から13日までの3日間、姉妹都市であるドイツ、ビューティヒハイム・ビッシンゲン市からケッシング市長が来庁され、滞在をされました。

9月12日は町長室において市長と中学生ホームステイプログラム参加者による表敬訪問を受け、歓迎の挨拶を述べた後、次年度にビッシンゲン市で実施される同プログラムに関しての意見交換を行いました。

9月12日、トヨタのオーナー向け会社、会員誌「harmony」の編集者が来庁され、町長室においてこれまで行ってきたまちづくりについて出版に向けた取材を受けました。

9月16日、栗生楽泉園敬老祝賀会で同園において園内放送形式により開催され、出席し、祝辞の挨拶をしてまいりました。

9月16日、上信自動車道建設事務所ほか1名が来庁され、上信自動車道における長野原嬭恋バイパス、八ッ場バイパス、長野原バイパスの主要交差点部の名称（案）について説明と意見照会がありました。

次に、9月17日、草津町区長会の定例議会が役場第一委員会室で開催され、出席をし、挨拶をしてまいりました。

9月18日、草津町ベルツこども園の運動会に出席し、挨拶をしてまいりました。当日は園児たちの元気な姿を拝見することができました。

続いて、9月24日、福井県芦原温泉女将の会11名と草津温泉女将の会13名、合わせて24名が来庁され、役場会議室において「草津温泉百年の計」と題してまちづくりの講演を行いました。講演後は参加者から多くの質問があり、草津町の取組に対して関心の高さを感じまし

た。

次に、9月26日、西吾妻暴力追放推進会議の令和7年度通常総会が長野原町役場で開催され、本会議の会長として出席をいたしました。

9月29日、前橋地方裁判所に出向き、元草津町新井祥子議員に対する判決を傍聴し、その後群馬県庁5階の刀水クラブにおいて判決に伴う記者会見を行ってまいりました。詳細については、11月1日付をもって町民の皆様にも新聞折り込みや回覧で報告をいたしましたが、虚偽告訴罪と名誉棄損罪の併合罪で起訴されたという非常にまれで悪質な事件であり、懲役2年、執行猶予5年という厳しい判決が下されたことによって、ようやく一定の終えんを迎えることができました。

6年という大変長い年月を経ましたが、自分自身のことはもちろん、何よりも草津温泉、そして、草津町と町民の皆様を傷つけたことの事件について、民事、刑事ともにみじんたりとも私に非がないことが明らかにできたことは、ひとえに議会議員をはじめ、町民の皆様が私を信じ、支援いただいた結果であり、改めてお礼を申し上げる次第であります。本件の判決を受け、10月15日には草津町を「セカンドレイプの町」と誹謗した団体、スプリングの代表が謝罪に来庁され、10月27日には民主党の福島党首が手紙のほかに直接電話で謝罪の意を示されたものであります。この事件に関しては、国内外に様々な情報が発信されたものと思いますが、町長である私といたしましては、今後実際に被害に遭われた方々が声を上げづらいうようなことが起こらないよう切望するものであります。

9月29日、令和7年度第3回西吾妻施設衛生組合議会臨時会が長野原町において開催され、出席をいたしました。

9月30日、令和7年度草津町戦没者追悼式が滝尻原墓地忠霊塔において開催され、出席し、式辞を述べてまいりました。

10月1日、新たに草津町固定資産評価審査委員に就任した藤田裕二さんに対して、町長室において選任書の交付をいたしました。

次に、10月1日任期満了となる草津町教育委員会の任命式を町長室において行い、再任となる黒岩智絵子さんと新人の本多将さんに対して任命書の伝達を行いました。

次に、10月1日、嬭恋村において旧嬭恋会館を改装したサーラ嬭恋の竣工式へ招かれ、出席をいたしました。

10月4日から5日にかけて第57回葉山町姉妹都市交流事業が葉山町で行われ、レセプションで挨拶をいたしました。

次に、10月13日、町が共催するドッグパーティーが草津温泉スキー場の天狗山エリアにおいて開催され、出席をし、挨拶をしておりました。当日は天候にも恵まれ、約2,600人の来場者があり、マルシェやキッチンカーも集結して盛大に実施をされました。

次に、10月15日、吾妻郡老人クラブ連合会の輪投げ大会が草津町総合体育館において開催され、出席をし、挨拶をしておりました。

次に、10月15日、商工会が主催する「草津・湯の街商工祭湯畑マルシェ」が湯路広場において開催され、出席をし、挨拶をしておりました。

10月19日、中之条町の町制70周年・六合合併15周年記念式典に招かれ、出席をしておりました。

10月20日、吾妻郡町村会定例会、吾妻広域圏振興整備組合第4回理事会が中之条町役場で開催され、出席をしておりました。

次に、10月21日、やすらぎ福祉大会が草津音楽の森コンサートホールにおいて開催され、金婚式表彰並びに関係功労表彰を授与をしておりました。

次に、10月22日、草津町農業委員会の会議が役場で開催され、挨拶をしておりました。

次に、10月23日、草津町消防団の秋季点検が草津町中学校の校庭において開催され、団長指揮下の下、各分団の小隊訓練やポンプ操法、機械器具や無線等の点検が行われ、点検官として講評をしておりました。また、団員への各賞の授与についても併せておりました。

次に、10月23日、令和7年度第2回吾妻地区保健医療対策協議会及び第2回同協議会地域医療構想部会が吾妻保健事務所福祉事務所において開催され、出席をしておりました。

10月28日、群馬県庁において令和7年度群馬県功労表彰が実施され、自治部門の分野において功労賞という形で私が表彰を受けておりました。

次に、10月29日、環境省上信越高原国立公園管理事務所長ほか2名が来庁され、中部地区における管理運営計画を作成に伴う地域利用のゾーニングに関するヒアリングを受け、意見交換を行いました。

10月30日、自衛隊地方協力本部長ほか4名が防衛白書の説明のために来庁され、私が公務が重なったため、副町長に代理出席をさせました。

11月5日から6日にかけて宮崎議長並びに総務観光、民教土木の両委員長と共にメディア及びエージェントの表敬訪問をしておりました。5日は県内においてNHK前橋放送局、上毛新聞社、JR東日本支社を訪問し、6日は東京都内においてリクルートじゃらん、楽天

トラベルの大手旅行会社のほか観光経済新聞社を表敬訪問をいたしました。天狗山レストハウスの進捗状況や草津町の観光、福祉、教育に関する意見交換を行うとともに、草津温泉に対するさらなる支援と協力を依頼してまいりました。

次に、11月5日、道路促進期成同盟会全国協議会による安全・安心の道路づくりを求める全国大会が東京都で開催され、副町長に代理出席をさせました。

11月7日、新たな取組として町議会と草津中学生による懇談会の形式となった中学生議会が役場大会議室で行われ、来賓として挨拶を述べてまいりました。懇談会では「30年後の草津町を考える」をテーマに活発な意見がなされたと聞いております。

次に、11月7日、群馬県グリーンイノベーション推進監ほか3名が来庁され、町長室において、温泉熱発電設備の導入調査において報告を受けました。温泉熱発電は既に湧出している未利用の温泉を活用する発電であり、掘削を伴い、温泉への影響が懸念される地熱発電と根本的に違う仕組みであることを再確認するとともに、県の調査では高温で湧出量が豊富な万代鉱源泉であれば、温泉熱発電で十分な発電量が得られる、採算があるとの結果が得られたことから、草津の強みである温泉熱という再生可能エネルギーを利用したエコで持続的な発電設備の導入を決断に至った次第でございます。今後技術的な観点からの課題や解決や、温泉熱発電で得られた電力の活用方法などを導入計画と並行して検討を進めてまいりますので、引き続き議会の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、11月7日、草津町猟友会の通常総会が役場大会議室で行われ、出席し、猟友会の皆様に対して日頃の有害鳥獣対応の取組に感謝を述べ、挨拶をしてまいりました。

次に、11月8日、第24回草津町健康福祉フェスティバルが総合体育館福祉センターにおいて開催され、出席し、挨拶をしてまいりました。当日は大勢の町民の皆様にお越しをいただき、盛大に実施することができました。開催に当たり関係機関、ボランティア団体の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

11月10日、令和7年度上信自動車道建設期成同盟会の活動として国への要望が国交省、財務省において実施をされました。担当の者に出席を委ねたものであります。

次に、11月11日、秋田県市町村総合組合事務会議等の視察ということで、管理者である秋田県的美郷町長ほか7名が来庁され、第一委員会室において歓迎の挨拶をいたしました。

11月11日、群馬県市町村防災トップセミナーが群馬県庁で開催され、副町長に代理出席をさせました。

次に、11月13日、多くの町民の皆様にご協力をいただき、秋の道路愛護デーを実施いたし

ました。議会の皆様にはお忙しい中、現地視察に参加をしていただきありがとうございました。

次に、11月13日、メディア関係で構成されるぐんま八社会のメンバー14名をお招きして福祉・教育に関する事業の成果や、温泉街の事業についてプレゼンテーションをした後、意見交換を行いました。

次に、11月13日、全国治水砂防促進大会が東京都で開催され、愛町部長に代理出席をさせました。

11月14日、令和7年度上信自動車道建設促進期成同盟会の活動として、県への要望が長野県庁並びに群馬県庁において実施をされました。

次に、11月16日、草津リゾートマンション再生連合会の懇談会が行われ、出席をして懇談をしてまいりました。

次に、11月17日から18日にかけて、新しい天狗山レストハウスに設置する立体模型、ジオラマの制作に関わる工場検査を北海道札幌市にある制作会社において実施をし、製品の出来具合について確認をしてまいりました。

次に、11月17日から18日にかけて毎年実施している水源整備を行いました。草津町管工事協力会の皆様にご協力をいただき、事前点検の際に把握をした導水管の漏水修理や崩落斜面の復旧のほか、冬季間の臨時取水作業を行い、これから来春までの渇水期に備えた準備を万全に整えたことを報告いたします。

次に、11月20日、全国観光地所在町村協議会の総会が東京都で開催され、副町長に代理出席をさせました。

次に、11月21日、利根水系砂防期成同盟会の活動として、国の要望が国土交通省及び国会議員会館において実施されました。

次に、11月22日、商工会の主催による湯畑に設置されたツリー&イルミネーションの点灯式に出席し、挨拶をしてまいりました。会場では商工会員により500人分の振る舞いが用意され、湯畑を訪れた多くのお客様が楽しむ姿を見ることができました。

次に、11月24日、草津町生涯学習推進大会が草津音楽の森国際コンサートホールで開催され、開会式において挨拶をしてまいりました。また、生涯学習に係る表彰式では、草津の自然を愛する会に対し、多大なる功績を称え、団体表彰を授与いたしました。

次に、11月26日、第10回芳ヶ平湿地群ラムサール条約協議会が中之条六合支所で開催をされました。

11月27日、吾妻郡市町村会定例会、吾妻郡広域圏整備組合の理事会及び臨時議会が中之条町役場で開催され、出席をしております。また、同日吾妻環境施設組合の第2回町村長会議が開催され、併せて出席をしております。

11月28日、スポーツ協会年忘れの会がナウリゾートで開催され、出席をしております。  
以上、行政報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で町長の行政報告を終了いたします。

---

### ◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、私から議会関係の報告をいたします。

9月9日から11日までの3日間、草津町当局、草津町議会と合同で大分県竹田市及び熊本県熊本市へ町長はじめ議員10名、事務局3名、計14名で視察研修をいたしました。竹田市では長湯温泉を訪問し、厚生労働省が定めた温泉と運動の組合せで健康づくりを行う温泉利用型健康増進施設2か所の視察を行い、温泉施設や利用方法の説明を受け、意見交換を行ってまいりました。また、熊本県では阿蘇中岳火口レベル1の対応や、退避壕などを視察し、熊本市では熊本地震で甚大な被害を受けた熊本城の復旧作業並びに復興状況などについて説明を受けてまいりました。

9月12日、ドイツ、ビッシンゲン市長が来庁し、歓迎の挨拶をしております。

9月26日、西吾妻暴力追放推進協議会通常総会及び吾妻地区ピース・マインド連絡協議会が長野原役場で開催され、出席をしております。

9月29日、西吾妻衛生施設組合臨時会、西吾妻福祉病院管理運営協議会及び西吾妻福祉病院組合議会臨時会が長野原町役場で開催され、金丸副議長、上坂民教土木常任委員長と共に出席をいたしました。

9月30日、令和7年度草津町戦没者追悼式が滝尻原墓地忠霊塔において開催され、議員各位と出席をし、追悼の言葉を述べてまいりました。

10月4日、第57回草津町葉山町姉妹都市交流事業が葉山町において行われ、レセプションに議員各位と参加をしております。

10月19日、中之条町で中之条町町制70周年・六合合併15周年記念式典が開催され、出席をしております。

10月21日、やすらぎ福祉大会が草津音楽の森国際音楽ホールで開催され、議員各位と参加をしております。

10月23日、草津町消防団秋季点検が草津中学校校庭で開催され、議員各位と出席をし、挨拶をいたしました。

11月5日から6日にかけて、町長並びに総務観光、民教土木両委員長と共にメディア及びエージェントへの表敬訪問を行いました。

11月5日、群馬県町村議会主催の町村議会議員研修会が玉村町文化センターで開催され、議員各位が出席を、研修を受けてまいりました。

11月7日、草津町議会と草津中学生による懇談会の形式となった草津中学生議会が役場において行われ、議場で行われていることの説明や懇談会では30年後の草津を考えるテーマを活発な意見交換を中学生と議員各位で行いました。

11月10日、上信自動車道建設促進期成同盟会の国要望の活動として国会議員会館において実施され、参加をいたしました。

11月12日、町村議会議長全国大会並びに豪雪地帯町村議会議長全国大会が東京で開催され、出席をいたしました。

11月13日、秋の道路愛護デーを実施いたし、議員各位が出席、町内各所の道路状況の視察をいたしました。

11月13日、草津町・ぐんま八社会意見交換会が開催され、出席をいたしました。

11月14日、令和7年度上信自動車道建設促進期成同盟会の活動として、県への要望が群馬県庁において実施され、出席をいたしました。

11月16日、草津リゾートマンション再生連合会の懇親会が行われ、出席をし、情報交換を行ってまいりました。

11月22日、商工会主催によって湯畑に設置されたツリー&イルミネーションの点灯式に出席をいたしました。

11月24日、生涯学習推進大会が草津音楽の森コンサートホールで開催され、議員各位と出席をし、挨拶をいたしました。

11月27日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会臨時会が中之条町役場で開催され、金丸副議長と出席をいたしました。

11月28日、草津ナウリゾートホテルにおいてスポーツ協会年忘れの会に議員各位と出席をし、挨拶をいたしました。

なお、町長からも話ございましたが、新井祥子に関わる事件の解決を見まして、その間、草津町議会に対して新井祥子に対するリコール等について、上野千鶴子氏からいろいろ批判

されましたが、抗議をした結果、今まで町にはおわびの言葉がありましたが、改めて上野千鶴子氏から草津町議会に対してもおわびの言葉がありましたことをご報告いたします。

以上、私からの議会関係の報告を終了いたします。

---

#### ◎議案第1号～議案第13号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第13号までについて、一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第13号までについて一括上程することに決定いたしました。

続いて、議案に係る説明を願います。

議案第1号から順次願います。

議案第1号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第1号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第1号 草津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

草津町職員の給与に関する条例（昭和34年草津町条例第10号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、1ページから23ページまでにわたって、今回改正しようとする条文の告示の案をつけさせていただいております。

もう1枚おめくりいただきまして、24ページをご覧いただきたいと思います。

24ページの提案理由及び要旨にて説明を申し上げます。

人事院は本年8月、一般職の国家公務員の給与について官民較差等に基づき、本年度の給与水準改定を実施するよう国会及び内閣に対して勧告を行いました。これを受け、群馬県においても県人事委員会が同年10月に人事院勧告に準じた形で勧告を行い、国家公務員及び群馬県職員の給与改定が行われる運びとなっております。このことから、草津町においても本年の人事院勧告に準拠した内容で職員の給与水準や特別職の期末手当を改定するため、関連条例の改正を行うものでございます。

次の25ページから29ページには、改正条項に係る新旧対照表を付けさせていただいております。

ます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号、土木課長、説明願います。

〔土木課長 佐藤俊之君 登壇〕

○土木課長（佐藤俊之君） それでは、議案第2号について朗読と説明を申し上げます。

議案第2号 草津町町営賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について。

草津町町営賃貸住宅管理条例（平成5年条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、今回改正しようとする条文の告示文案となっております。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページの改正理由及び要旨にてご説明申し上げます。

改正理由及び要旨。

今後草津町で進める様々な事業に活用できるようにするため、条例の一部を改正しようとするものです。また、現行条例内で不要な条文を削除しようとするものです。

3ページは、新旧対照表となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第3号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第3号について朗読と説明を申し上げます。

議案第3号 草津町温泉使用条例の一部を改正する条例について。

草津町温泉使用条例（平成16年草津町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

次のページをご覧ください。1ページから3ページは今回改正をしようとする条文案を載せてございますので、よろしく願いいたします。

4ページをご覧ください。提案の理由です。

近年、ホテルや旅館などの経営や運営に信託関連などが入ってきており、条例にそぐわない部分が出てきているため、今の時代に合った条例に改正しようとするものでございます。

5ページ以降は新旧対照表となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 次に、議案第4号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第4号について朗読と説明を申し上げます。

議案第4号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第8次）。

令和7年度草津町の一般会計補正予算（第8次）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,726万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億60万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表、債務負担行為による。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、1ページの第1表、歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

この表の中の款名、補正額の順に申し上げます。

まず、歳入として13款分担金及び負担金9万9,000円の増額。

15款国庫支出金66万7,000円の増額。

16款県支出金210万円の減額。

18款寄附金2億円の増額。

19款繰入金8,986万7,000円の増額。

20款繰越金2,833万5,000円の増額。

21款諸収入30万円の増額。

22款町債10万円の増額。

続いて、右側の2ページ、歳出について申し上げます。

1款議会費57万6,000円の増額。

2款総務費2億3,907万4,000円の増額。

3款民生費859万7,000円の増額。

4款衛生費749万7,000円の増額。

6款農林水産業費22万9,000円の増額。

7款商工費4,083万6,000円の増額。

8款土木費1,457万8,000円の増額。

9款消防費303万3,000円の増額。

10款教育費302万7,000円の増額。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

12款予備費17万9,000円の減額。

以上、歳入歳出それぞれに3億1,726万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれを67億60万8,000円にしようとするものでございます。

続いて、右側の4ページ、債務負担行為の説明を申し上げます。

第2表、債務負担行為の説明でございます。

事項は、都市計画整備事業。

期間は、令和7年度から令和8年度まで。

限度額は、633万6,000円でございます。

説明については以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第5号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 熊川一記君 登壇〕

○住民課長（熊川一記君） それでは、議案第5号について朗読し、ご説明いたします。

議案第5号 令和7年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）。

令和7年度草津町の国民健康保険特別会計補正予算（第2次）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ697万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,661万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1ページの第1表、歳入歳出予算補正にて歳入歳出、款ごとに補正額を申し上げます。

まず、1ページの歳入ですが、4款県支出金33万円の増額。

7款繰入金17万3,000円の増額。

9款諸収入647万4,000円の増額。

続いて、2ページの歳出でございます。

1款総務費33万円の増額。

8款諸支出金664万7,000円の増額。

以上、歳入歳出それぞれ697万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ7億3,661万円にしようとするものです。

次ページ以降には、予算に関する説明書を付しております。

以上、慎重審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第6号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、議案第6号について朗読と説明を申し上げます。

議案第6号 令和7年度草津町介護保険特別会計補正予算（第2次）。

令和7年度草津町の介護保険特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2,492万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,465万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表、歳入歳出予算補正にて説明をさせていただきます。初めに、歳入です。

第3款国庫支出金505万円の増額。

4款支払基金交付金657万9,000円の増額。

5款県支出金363万3,000円の増額。

7款繰入金1,024万9,000円の増額。

8款繰越金58万4,000円の減額です。

続いて、2ページ、歳出です。

1款総務費36万7,000円の増額。

2款保険給付費1,812万9,000円の増額。

4款地域支援事業費701万3,000円の増額。

6款基金積立金1,669万2,000円の増額。

7款諸支出金1,727万4,000円の減額です。

歳入歳出それぞれ2,492万7,000円を増額し、補正後の予算総額を6億3,465万8,000円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第7号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 熊川一記君 登壇〕

○住民課長（熊川一記君） それでは、議案第7号について朗読し、ご説明いたします。

議案第7号 令和7年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）。

令和7年度草津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,659万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,116万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

次ページの第1表、歳入歳出予算補正にて歳入歳出、款ごとに補正額を申し上げます。

まず、1ページの歳入では4款繰入金276万8,000円の減額。

5款繰越金525万2,000円の増額。

6款諸収入1,411万1,000円の増額。

続いて、2ページの歳出では1款総務費25万6,000円の増額。

3款後期高齢者医療広域連合納付金162万1,000円の増額。

4款諸支出金1,471万8,000円の増額。

以上、歳入歳出それぞれ1,659万5,000円を増額し、歳入歳出それぞれ1億7,116万円にしようとするものです。

次ページ以降は予算に関する説明書を付しております。

以上、慎重審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第8号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第8号について朗読と説明を申し上げます。

令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第3次）になります。

第1条、令和7年度草津町千客万来事業会計の補正予算（第3次）は次に定めるところによる。

第2条、令和7年度草津町千客万来事業会計予算（以下予算という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的支出において第1款千客万来事業費用、補正予定額90万3,000円を増額し、計3億

4,269万4,000円としようとするものとなっております。

第3条、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9億908万2,000円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億4,029万1,000円及び過年度損益勘定留保資金7億6,879万1,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的支出において第1款資本的支出補正予定額1億7,225万6,000円を増額し、合計で16億1,884万7,000円としようとするものとなっております。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

1、職員給与費補正予定額90万3,000円、計1,556万2,000円としようとするものとなっております。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第9号、こどもみらい課長、説明願います。

〔こどもみらい課長 高井洋一君 登壇〕

○こどもみらい課長（高井洋一君） それでは、議案第9号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第9号 財産の取得について。

令和7年度県補助事業公立学校情報機器整備事業費補助金事業により、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

ページを1枚おめくりいただきますと、取得しようとする財産の内容となっております。

- 1、取得する財産。学習用タブレット端末機器300台。
- 2、取得価格。1,402万5,000円。うち消費税127万5,000円。

納入期限。令和8年3月31日。

4、契約の相手方。群馬県高崎市高松町3、NTT東日本株式会社群馬支店。  
支店長、田島裕。

5、契約の方法。随意契約。

提案理由であります。草津町立小中学校における学習用タブレット端末を購入するための本案を提出するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第10号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第10号について朗読と説明を申し上げます。

議案第10号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第4条の規定により、次のとおり温泉引用を許可しようとするものであり、第13条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名です。

東京都港区西新橋一丁目2番9号、日比谷セントラルビル5階。株式会社NB Iホールディングス、代表取締役、金谷隆行。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、8.8平方メートル。

給湯量、19リットル毎分。

施設名はフォートリート草津です。

1枚おめくりいただきますと温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第11号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 議案第11号について朗読と説明を申し上げます。

議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について。

群馬県市町村総合事務組合同規約（平成2年群馬県指令地第18号）の変更について、地方自治法第286条第1項本文の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、規約変更に関する協議書をつけさせていただいております。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページの提案理由にて説明を申し上げます。

1、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が令和

8年4月1日から太田市外三町清掃斎場組合に変更されるため。

2、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の群馬県市町村総合事務組合における共同処理を令和8年3月31日をもって取りやめるための変更協議でございます。

ご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第12号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 続いて、議案第12号について朗読と説明を申し上げます。

議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について。

地方自治法第289条の規定により、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分を群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、財産処分に関する協議書をつけさせていただいております。

2ページ、提案理由にて説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理の取り止めに伴う財産処分を別紙協議書のとおり行いたいとする内容のものでございます。

ご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第13号、議会事務局長、説明願います。

〔議会事務局長 和田 修君 登壇〕

○議会事務局長（和田 修君） それでは、議案第13号につきまして朗読と説明をさせていただきます。

議案第13号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について。

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体間において協議の上定めることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の本文の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、今回の変更に関する協議書がついてございます。

もう1枚おめくりいただきまして、提案理由にて説明させていただきます。

(1) 令和8年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が太田市外三町清掃斎場組合に変更されるため。

(2) 令和8年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体にみどり市が加入するためとなっております。

もう1枚とおめくりいただきますと、条文の新旧対照表をつけております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、議案に係る説明を終了いたします。

お諮りします。議案第1号から議案第13号についてお手元に配付の別紙付託案のとおり担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

---

### ◎承認第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて上程をいたします。朗読と説明を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、承認第1号について朗読と説明を申し上げます。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、専決処分書の写しを添付してございます。

専決処分をした日は、令和7年10月16日であり、処分の内容は令和7年度草津町一般会計補正予算（第7次）でございます。

処分理由につきましては、議会を招集する時間がないためでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、補正予算（第7次）にて説明をさせていただきます。

令和7年度草津町の一般会計補正予算（第7次）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,334万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1枚おめくりいただきまして、1ページからの第1表、歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入ですが18款寄附金2億円の増額。

19款繰入金8,980万円の増額。

右側2ページ、歳出について申し上げます。

2款総務費2億2,300万円の増額。

4款衛生費680万円の増額。

7款商工費6,000万円の増額。

以上、歳入歳出それぞれに補正前の額に2億8,980万円を追加し、歳入歳出それぞれを63億8,334万円にする内容のものでございます。

説明については以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、承認第1号について質疑を行います。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本でございます。

それでは、事項別明細書の8ページの真ん中の部分です。衛生費、清掃総務費の中の清掃作業車整備事業、680万円の増額についてですけれども、専決でというところですので、恐らく急破か何かがあって、急ぎですする必要があったものと思われるのですけれども、この内容、この購入というところに至った経緯とどういったものが購入されたのかについてご説明をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 生活環境課長、説明願います。

〔生活環境課長 宮崎雄一君 登壇〕

○生活環境課長（宮崎雄一君） 湯本議員のご質問にお答えいたします。

まず、経緯をご説明いたします。

平成19年9月登録の18年経過しているダンプ車両になります。今年度に車検を取得し、来

年度の当初予算にて新車購入の予算計上をする予定でしたが、今年9月の車検時にフレームの腐食が激し過ぎ、溶接等による補修もできない状況であるため、車検不適合になりました。このダンプは可燃ごみを焼却した後に発生する焼却灰等の焼却残渣を長野原町にある西吾妻環境衛生施設組一般廃棄物最終処分場施設へ運搬を行っている車両であります。クリーンセンターには焼却残渣を運搬する車両を2台保有しておりますが、もう1台についても年式が古く、故障の発生する確率が高いことから、焼却残渣の運搬に支障を来す状況になり、早急に購入を行ったものであります。

吾妻広域で進めている新ごみ処理施設の稼働までには、最短でも5年程度あることや安全性の確保、また、予算の抑制を考慮し、リース車両や中古車両を検討いたしました。リース車両については深あおりの4Wダンプの車両の該当がなく、また、中古車両についても町内の自動車整備工場に相談したところ、中古車両を購入し、深あおりに改造するには新車登録時において改造する車両が優先されるため、中古車の改造には納期がいつになるか分からない等の助言をいただき、緊急性のある今回の条件には合致しませんでした。そこで、新車での購入を検討し、ダンプの製造業者3社と協議したところ、今回購入を行う事業者より最低金額の提示、深あおりダンプへの改造を含めた納期が2か月程度であることとの結果になりました。本来であれば当初予算や補正予算へ計上し、購入をお願いするところですが、逼迫した状況を考慮し、専決により購入をいたしました。

また、今回の車両購入に当たり、群馬県に廃棄物等に係る補助金の有無を確認いたしましたが、車両については対象外であるとの回答がありました。

なお、車検切れの車両については、車両購入時の下取りを考えておりましたが、重機等の買取り業者へ買取り価格を提示してもらったところ、買取り業者のほうが買取り条件がよかったことから、買取り業者への売渡しを行いました。車検切れの車両につきましては、平成19年9月登録の4WDの深あおりのダンプになります。新規購入車両につきましては、2トンの深あおりダンプ、パートタイムの4WDであります。契約日は、令和7年11月10日、契約金額につきましては、669万9,000円税込みとなっております。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員、よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） 詳細な説明ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。承認第1号については原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、承認第1号については原案のとおり承認いたしました。

---

### ◎報告第1号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第1号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について報告願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第1号について説明をさせていただきます。

報告第1号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について。

草津町が出資している次の第三セクター等の会社に関する決算について報告する。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

記といたしまして、吾妻広域町村圏振興整備組合、一般会計及び病院事業会計。西吾妻福祉病院組合、病院事業会計。西吾妻衛生施設組合、一般会計。吾妻環境施設組合の一般会計。

以上、4つの組合よりそれぞれ決算書が提出されておりますので、配付をもって報告とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 報告が終わりました。

なお、決算書が配付されておりますので、内容をご覧の上、質問、要望等ございましたら、直接担当の課長までお願いをいたします。

---

### ◎報告第2号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第2号 温泉高度利用許可について報告を願います。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第2号について朗読、説明を申し上げます。

報告第2号 温泉高度利用許可について。

草津町温泉使用条例第18条の規定により、次のとおり温泉の高度利用を許可したので、同条第4項の規定により報告する。

令和7年12月1日提出、草津町長、黒岩信忠。

区分1、申請者の住所、氏名です。

東京都千代田区神田鍛冶町3-3-3、喜助新千代田ビル8階。

株式会社ビーシーエル、代表取締役、伊藤静香。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、4.24平方メートル。増加面積は0.69平方メートルです。

給湯量、10リットル毎分。

施設名ですが、湯音の櫻。

内容ですが、浴槽拡張のためとなっております。

区分2、申請者の住所、氏名。

草津町大字草津747番地。

株式会社ニューコーポレーション、代表取締役、小林恵生。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、39.58平方メートル。増加面積、8.12平方メートル。

給湯量、99リットル毎分。

施設名ですが、草津ナウリゾートホテル。浴槽増設のためとなっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） ここで15分ほど休憩いたします。再開は11時15分からいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

◎請願及び陳情書の上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、請願及び陳情書の上程をいたします。

別紙請願及び陳情書等の文書表について、受理番号、件名、陳情者名、付託委員会のみ朗読を願います。

議会事務局長。

〔議会事務局長 和田 修君 登壇〕

○議会事務局長（和田 修君） それでは、令和7年第7回草津町議会定例会請願及び陳情文書等文書表で朗読をさせていただきます。

受理番号、陳情3。

街角ピアノの設置に関する陳情。

陳情者の氏名です。草津町大字草津743の2、アドリーム草津221。橋本健一他6名でございます。

総務観光常任委員会。

陳情4。

ネパール人の日本語習得のための施設に関する陳情。

草津町大字草津743の2、アドリーム草津221。橋本健一。

民教土木常任委員会。

請願1。

草津町における新公園設置に関する請願。

草津町大字草津449の4。草津町商工会青年部部长、佐藤大輔。

紹介議員として、直井新吾議員、金丸勝利議員となっております。

民教土木常任委員会となります。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、請願1 草津町における新公園設置に関する請願について、紹介議員代表から説明を願います。

直井新吾議員。登壇して説明してください。

〔1番 直井新吾君 登壇〕

○1番（直井新吾君） それでは、商工会青年部からの請願書の趣旨理由と説明をさせていた

できます。

草津町における新公園設置に関する請願。

請願趣旨。草津町における老若男女が問わず、町民及び観光客が気軽に利用できる新たな公園を設置していただきたい。

理由。草津町商工会青年部は2022年より4年間にわたり町内随時公園の整備活動に取り組んでまいりました。その過程で地域住民の皆様から多くのご意見、要望をいただいております。現在草津町には4か所公園がありますが、遊具、設備の不足、広さ、勝手の悪さの面で町民のニーズに十分応えられない状況にあります。そのため、町外の公園を利用する町民も多く、特に子育て世代を中心に町内で安心して過ごせる公園が欲しいとの声が増えてまいります。

利用状況を調査したところ、町内で最も利用されているのが頌徳公園、それと、囲山公園の利用が集中し、ほかの公園の利用は極めて少ないことが明らかになりました。公園間の機能差が大きく実質町民選択ができる公園が限られている状況にあります。また、町外の公園を利用している方の割合が非常に高く、町民が町内で満足できる公園が見いだせず、時間をかけて町外へ出向いている実態が浮き彫りになります。一部公園には行かないという回答も見られます。遊具の種類不足、年齢層応じた設備の欠如、広場、休憩スペースの狭さ、駐車場不備といった課題も背景にあると考えられます。

これらを踏まえると草津町公園整備は単なる遊び場の確保にとどまらず、子育て支援、健康づくり、観光客との交流、地域ににぎわいを創出、多面的な効果が期待できる重要な施設と言えます。町民と観光客の双方が安心して利用できる、世代問わずくつろげる新たな公園を整備していただくことは町の魅力の向上に住民促進につながるものであります。

よって、草津町において新規公園の整備をぜひ、ご検討いただきますよう強くお願い申し上げます。

という形で、商工会青年部より上がってきております。ぜひ、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。ただいま朗読した請願及び陳情書等文書表のとおり担当の委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり担当委員会、民教土木常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。11月21日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定についてはただいま宣告のとおり決定をいたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

なお、この後午後1時より全員協議会を第一委員会室で開催いたします。

よろしく願いいたします。

散会 午前11時20分

令和7年12月5日（金曜日）

（第2号）

## 令和7年第7回草津町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和7年12月5日(金曜日)午前10時開議

- 第1 開 議
  - 第2 議事日程の報告
  - 第3 付託議案にかかる委員長報告  
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長  
温泉温水対策特別委員長
  - 第4 議案第1号 質疑・討論・採決
  - 第5 議案第2号 質疑・討論・採決
  - 第6 議案第3号 質疑・討論・採決
  - 第7 議案第4号 質疑・討論・採決
  - 第8 議案第5号から議案第7号 質疑・討論・採決
  - 第9 議案第8号 質疑・討論・採決
  - 第10 議案第9号 質疑・討論・採決
  - 第11 議案第10号 質疑・討論・採決
  - 第12 議案第11号から議案第13号 質疑・討論・採決
  - 第13 請願・陳情書にかかる委員長報告  
総務観光常任委員長  
民教土木常任委員長
  - 第14 議員派遣の件
  - 第15 付託議案外にかかる委員長報告  
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長・議会運営委員長  
温泉温水対策特別委員長
  - 第16 一般質問
  - 第17 閉 議
  - 第18 閉 会
-

## 会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（11名）

1番	直井新吾君	2番	安齋努君
3番	有坂太宏君	4番	市川祥史君
5番	安井尚弘君	6番	小林純一君
7番	金丸勝利君	8番	上坂国由君
9番	湯本晃久君	10番	黒岩卓君
11番	宮崎謹一君		

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者

町長	黒岩信忠君	副町長	福田隆次君
教育長	富澤勝一君	愛町部長	川島和武君
企画創造課長	田中浩君	総務課長	石坂恒久君
税務課長	堀田高史君	住民課長	熊川一記君
健康推進課長	萩原健司君	観光課長	宮崎健司君
土木課長	佐藤俊之君	福祉課長	越前谷学君
会計管理者	一場礼子君	生活環境課長	宮崎雄一君
こどもみらい課長	高井洋一君	上下水道課長	岡田薫君
教育委員会事務局長	白鳥正和君	温泉課長	関亘君
総務課主査	今平一真君	ベルツこども園長	橋爪保君

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長	和田修	議会書記	新田美幸
--------	-----	------	------

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

定刻になりましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案にかかる委員長報告を願います。

初めに、総務観光常任委員長、報告願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） おはようございます。

それでは、令和7年12月2日に開催されました総務観光常任委員会の委員長報告をいたします。

議案第1号 草津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

本議案は、人事院が本年8月に、群馬県人事委員会が同年10月に、一般職の国家公務員や県職員の給与について、官民較差の観点に基づき、本年度の給与水準改定を実施するようそれぞれ勧告がなされました。このことにより、国家公務員及び群馬県職員の給与改定が行われる予定となっていることから、草津町においても本年の人事院勧告に準拠した内容で、職員の給与水準や手当を改定するため、関連条例の改正を行うものです。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第4号 令和7年度草津町一般会計補正予算（第8次）担当項目について。

一般会計補正予算（第8次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において、3億13万5,000円を増額するものであります。

主な内容といたしましては、18款寄附金において、ふるさと納税、草津よいところ元気基金寄附金として2億円の増額、19款繰入金では、財政調整基金の繰入金として2,400万円の増

額、草津よいところ元気基金繰入金で4,770万円の増額をしようとするものであります。

歳出では、当委員会の担当項目として、2億9,337万9,000円を増額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、人勸を反映させた人件費の増額のほか、第2款総務費、1項総務管理費、11目ふるさと納税事業費において、草津よいところ元気金の積立金として2億円の増額、そのほか、ポータルサイト手数料として2,810万円の増額、7款商工費、商工業振興費の町内事業者振興事業では、くさつ温泉感謝券や電子クーポンの報償費として3,870万円の増額、第8款土木費、4項都市計画費の都市計画事業では、西の河原公園駐車場舗装設計業務委託料として911万9,000円の増額をしようとするものであります。

委員からは、西の河原公園駐車場の設計概要や今後の進め方などについて詳細な質問が活発になされ、当局からは、区画を2分するが、単年度で完成させる旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。議案第8号 令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第3次）。

令和7年度草津町千客万来事業会計補正予算（第3次）のうち、収益的支出において、90万3,000円を増額し、総額で3億4,269万4,000円としようとするものであります。

内容につきましては、1款千客万来事業費用、1項営業費用、1目指定管理事業費において、人事院勧告による職員の給与、手当等における改訂指示額の90万3,000円を増額するものであります。

また、資本的支出において、1億7,225万6,000円を増額し、総額で16億1,884万7,000円としようとするものであります。

主な内容といたしましては、1款資本的支出、1項建設改良費、1目改良工事費において、天狗山レストハウス建て替え工事分割3号工事の追加工事費で1億6,719万6,000円の増額、当該工事の工期延期に係る管理業務委託で506万円を増額しようとするものであります。

委員からは、レストハウス建設工事において、工事が長期化して資材が高騰した場合の対応方法や、設計変更の対象になった大きな項目について質問があり、当局からは、現在のところ資材高騰により制度が対象となった事案が発生していないことや、設計変更の主な項目について説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について。

本議案は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である太田市ほか近隣3町で構成される

広域清掃組合の名称変更と、群馬県市町村総合事務組合の構成団体で行っている災害弔慰金の共同処理を令和8年3月31日をもって取りやめるための変更協議を行ったものであります。

委員からは、共同処理が廃止となった場合、町としてはどのような規定で今後対応するののかとの質問があり、当局からは、他市町村同様、今後、町条例や規則の制定を行うことが予想されるとの回答がございました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について。

本議案は、議案第11号の協議と同様、群馬県市町村総合事務組合の構成団体で行っている災害弔慰金の共同処理を令和8年3月31日をもって取りやめることに伴い、総合事務組合が災害弔慰金制度を運用するために保有していた基金の財産処分を行いたいとすることについての協議を行ったものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第13号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について。

本議案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体である太田市外三町広域清掃組合（太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織）の名称が太田市外三町清掃斎場組合に変更すること、また、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体にみどり市が加入するための所要の変更協議を行ったものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る総務観光常任委員会の委員長報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、民教土木常任委員長、委員長報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、民教土木常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

令和7年第7回草津町定例議会におきまして、当委員会に付託されました議案について、慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第2号 草津町町営賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、現在草津町で進めている移住定住促進計画により、町への移住を検討している方への移住体験住宅として、前原ハイツを活用することができるように、現行

の条例の一部を改正しようとするものであります。

委員からは、前原ハイツの現状の家賃及び入居状況についての質問があり、当局から詳細な説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。続きまして、議案第4号 令和7年度草津町一般会計補正予算（担当項目）でございます。令和7年度草津町一般会計補正予算（第8次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において1,713万3,000円を増額するものであります。

主なものは、15款国庫支出金では、児童福祉費補助金として66万7,000円を増額、16款県支出金では、社会福祉費負担金として226万7,000円の減額、19款繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金として1,441万8,000円を増額、介護保険特別会計繰入金として374万9,000円を増額となっております。

次に、歳出における当委員会の担当項目につきましては、2,388万9,000円を増額しようとするものであります。

歳出各款における主な事業としては、3款民生費では、後期高齢者医療費で、後期高齢者医療特別会計繰出金として276万8,000円の減額、老人福祉費で、介護保険特別会計繰出金として418万7,000円を増額、4款衛生費では、予防費で、带状疱疹予防接種費用助成金として40万円の増額、母子保健費で、こども家庭センター設置事業として100万円の増額、火葬場費で、西部広域火葬場費負担金として376万7,000円の減額、工事請負費で、ごみクレーンワイヤーロープ交換工事として132万円の増額、8款土木費では、道路橋梁維持費で、公有財産購入費として30万円の増額、外灯整備事業、修繕料として45万円の増額、住宅管理費で、中島住宅修繕料として50万円の増額、10款教育費では、中学校費で、各種大会参加派遣費として150万円の増額の計上となっております。

委員からは、带状疱疹予防接種費用助成金、こども家庭センター設置事業、中島住宅修繕料の内容等の質問があり、当局から詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。続きまして、議案第5号 令和7年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）であります。

本特別会計の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ697万7,000円を増額し、予算の総額を7億3,661万円にするものであります。

主な内容といたしましては、歳入におきましては、4款県支出金で保険給付費交付金とし

て33万円の増額、7款繰入金で国民健康保険財政調整基金繰入金として17万3,000円の増額、9款諸収入で令和6年度保険給付費交付金の精算に係るものとして647万4,000円の増額。

次に歳出におきましては、1款総務費の委託料で、結核・精神の療養給付費の算定に要する国保連合会への電算処理委託として33万円の増額、8款諸支出金で、令和6年度国民健康保険普通交付金精算等に伴う返還金として664万7,000円の増額となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第6号 令和7年度草津町介護保険特別会計補正予算（第2次）であります。

本特別会計の補正予算については、歳入歳出それぞれ2,492万7,000円を増額し、予算の総額を6億3,465万8,000円とするものであります。

歳入におきましては、歳出補正予算に伴う財源として、国庫支出金で505万円の増額、支払基金交付金で657万9,000円の増額、県支出金で363万3,000円の増額、繰入金で1,024万9,000円の増額、前年度決算確定に伴う繰越金として58万4,000円の減額となっております。

次に歳出におきましては、保険給付費で、介護サービス等諸費で給付費の増加に伴い1,307万4,000円の増額、介護予防サービス等諸費として230万円の増額、特定入所者介護サービス費として275万5,000円の増額、地域支援事業費で介護予防・生活支援サービス事業費として623万8,000円の増額、基金積立金で前年度の精算分として1,669万2,000円の増額、諸支出金で前年度事業確定に伴う国庫県費返還金として2,102万2,000円の減額、繰出金で前年度決算確定による一般会計への返還金として374万8,000円の増額となっております。

委員からは、第1号被保険者の還付についての質問があり、当局から詳細な説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第7号 令和7年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）であります。

本特別会計の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,659万5,000円を増額し、予算の総額を1億7,116万円とするものであります。

主な内容といたしましては、歳入におきましては、4款繰入金で広域連合の確定に基づくものなどとして276万8,000円の減額、5款繰越金で令和6年度決算に基づくものとして525万2,000円の増額、6款諸収入で令和6年度療養給付費等の精算による広域連合からの返還金として1,411万1,000円の増額。

次に歳出におきましては、1款総務費の委託料でシステム標準化帳票作成として25万6,000円の増額、3款後期高齢者医療広域連合納付金で令和6年度の保険料の納付金などとして162万1,000円の増額、4款諸支出金で療養給付費の精算等に伴う一般会計繰出金として1,471万8,000円の増額となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。議案第9号 財産の取得についてでございます。

本議案につきましては、草津町立小中学校において使用している生徒用タブレット端末機器300台を更新しようとするもので、導入から既に5年が経過し、群馬県における調達計画に合わせてタブレット端末機器購入に当たり、財産の取得を行うものであります。

委員からは、端末機器のインターネット接続方法や導入から5年がたち、破損状況などについての質問があり、当局から説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。以上、付託議案に係る委員長報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、温泉温水対策特別委員長、委員長報告を願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） おはようございます。

それでは、温泉温水対策特別委員会、委員長報告をさせていただきます。

開催日時は令和7年12月4日で10時から、開催場所は草津役場第1委員会室にて、出席委員6名、傍聴者議員4名において行われました。

令和7年第7回草津町議会定例会において、当委員会に付託されました議案につきまして、審議をいたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

議案第3号 草津町温泉使用条例の一部を改正する条例について。

本議案は、ホテルや旅館などの経営や運営に信託関連が入ってきており、条例にそぐわない部分が出てきているため、今の時代に合った条例に改正しようとするものであります。

委員からは、信託についての事例や申請内容について、また浴槽などのチェック方法などについての質問があり、当局より説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。続いて、議案第10号 温泉引用許可について。

本議案は、ファーストブラザーズキャピタル株式会社、代表取締役鹿野太一氏から、株式

会社NB Iホールディングス代表取締役金谷隆行氏への移転に伴うもので、旧所有者が給湯を開始した日から起算して連続5年以上経過していないことから、第4条の規定による新規での温泉引用許可を受けようとするもので、当該施設に引用許可がされている万代源泉、毎分19リットルに対しての温泉引用許可申請がなされたものであります。

委員からは、売買の経過などについて質問があり、当局より説明がなされました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案にかかる委員長報告を終了いたします。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第1号について質疑を行います。

第1号について質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第1号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号について質疑を行います。

2号について質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第2号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第3号について質疑を行います。

3号について質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第3号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第4号について質疑を行います。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 8番、上坂でございます。

1点お伺いいたします。

議案書のページのほうは22ページ、8款土木費において、1目都市計画総務費において、報酬、非常勤職員の報酬2万円というのがあるんですけれども、都市計画費の事務費で2万

円というのが、どういう方に払われて、どのように使われているかをちょっとお伺いしたいんですが。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 企画課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、上坂議員の質問にお答えを申し上げます。

事項別明細書の22ページ、都市計画事務費の非常勤職員の報酬2万円についてのご質問ですが、今年度、街なみ環境整備の助成が11件と例年になく件数が多くありました。これによりまして、景観まちづくり協議会の当初1回予定していた会議が2回に、2回開催するようなこととなりまして、そのときの景観まちづくり協議会の専門委員にお支払いするための報酬1人1回分2万円が不足したことから、今回補正をさせていただいた次第であります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 上坂議員。

○8番（上坂国由君） ありがとうございます。

1人分ということなんで、ちょっと少ないなというのもあったんですけども、ちょっと私たち不動産業界からすると関連してしまうので、町長が多分、任期中最後の答弁となると思うので、ちょっとお伺いしておきたい、よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） はい。

○8番（上坂国由君） こちら、皆さん知っていると思うんですけども、草津町の景観まちづくりというガイドラインが作られています。私たち重要事項説明、不動産売買のときに行うんですが、こちらの資料を参考にさせていただくというのが重要な問題になっています。こちらが今高さ制限等々で問題になっているところとかもありまして、これ今これを使わないでほしいというような感じで今お伺いしているんですね。

その中で、今回かなりの数、景観まちづくりの審議会を行ったということで今お話を聞いたんですけども、実際この根幹に関わることをちょっとお伺いしたいなと思って、町長の答弁をいただけたらと思います。

ちょっと幾つかありますので、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） はい。

○8番（上坂国由君） そもそも、草津町景観まちづくりの協議会と草津町景観審議会の役割というのは、どういうものなのか、そしてまた景観まちづくりのメンバーは町長が選任していると思うんですけども、どういう分野の方を集めていて、またこの2万円という報酬、

1回2万円と言っていたんですけれども、2万円の報酬ってかなり高額だと思うんですけれども、この部分についてどういうふうに町長はお考えなのかということ。

あと、景観計画によるまちづくりの主たる目的は何かということですね。高さなのか意匠なのか、ここははっきりしていただきたいということが、今後もこれ不動産の売買が行われるときに、これが使えないとなると、ガイドラインはどこを使っていいのかということが分からない状況、法律では高さ25メートルというのが許可ということになっています。

これは用途・地区によって制限が解除されるもの、一番高いものであれば31メートルという高さ制限がされています。これを例えば6階までというんですかね、これも低層階これに書いてあるのは、1階から3階が望ましい、最高でも6階以下とするということが書かれていて、でもこれ25メートルとすれば9階なんですね、基本的には。31メートルとなるとさらに上、11階、12階ということになります。

これどこが基準になっていて、誰がこう定めているのかということも、私たち議会としても何ともこう外されてしまっている感じで分からない状態で、景観審議会が終わった後で、私たちが高さ制限について何か文句を言っているのかということで、景観審議会の方からちょっとクレームをいただいたときに、いやこれ根拠が分からないですということで話しをさせていただきました。

このことによって、町長がどういうふうにお考えをしているのかをお聞きしたいということで、また何の権限を持って、その方たちが決めていけるのかということのもやっぱり一番重要なところだと思うので、今期最後の回答として、町長から回答をいただければありがたいということです。

以上、ちょっと複雑なんですがお聞きできればと思います。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 上坂議員から3点ですか、について質問がありました。町長を指名しておりますので町長答弁できますか。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 以前、議会と一緒に高さの問題については議論をして、今現在既存の建物についても含めて、将来建て替えるときは6階にさせるということが書かれておりまして、これに対して私は大変危機感を持ち、そういう中で私としては既存の建物の高さを認めると、12階であれば12階を認めてやらなければ、それは財産権であるということで、議会の皆さんの全員の同意を得たということであります。

そして、この今質問の中に景観まちづくり協議会と景観審議会というのがありまして、そのまちづくり協議会というものがアドバイザー2人を入れて、その仕組みづくりをつくっていったわけですね。正直言って、うちの事務方がその会に出席してはいたけれども、その中で全てが決まってしまったと、それで出来上がったものをランドスケープの社長から、こういうものですと説明を受けたときに、6階までと書いていいんですか、そしたら、いや町長これはあれです、指導要綱みたいなもんですから、別に強制力ありませんからというふうに断られました。

そもそも論で草津町は景観計画、景観法の中の景観計画をもって定めて、それを草津町の景観条例とリンクをさせております。私が全てを口を挟まず、また議会も何の相談も受けることなく、これが制定されてしまったわけでありましてけれども、あくまでも意匠なんですよ。高さ関係ない、高さというのは、例えば参考に申し上げておきますけれども、高さは高さに関係する法律幾つかあります。これは道路斜線制限に関わる問題、それから隣地斜線制限、北側斜線制限、絶対高さ制限、これは第一種専用地域とかいろいろあって、後で詳しいことをあれならお知らせしますけれども、それは絶対的高さにすれば法律上高さを決められます。

しかしながら、景観計画、景観法で高さを決めるなんていうことはあり得ないんです。そもそも論。それをちょっと読んでみますけれども、景観法の景観計画の中に変更命令というものがあります。「景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは」というふうに定めて、その中に命令をすることができる、命令とは何ができるかと言ったら、高さなんていうものはどこにも書かれていない。あくまでも、建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないとしようとする者又はした者に対して、首長としてそれを勧告、命令することができる。これが景観法の原則です。

高さというものはどこにも書かれませんが、その中で草津町はなぜか知らないうちに、その階が6階を定め、それはいいとして、それからガイドラインと称して、それを書き込んでしまったと、この問題が大変大きな問題となり、当時の議会で請願書まで出ました。そこで皆さん法律を分かってくださいと言ったんですけれども、もう問答無用、それで議決をとある議員が言いました。ここで議決をするならば当時町長としては再議に付する、再議というのは再び議決を採るということです。そしてさらに、それでも議決したら再度、再議に付する。それでもしたら、町長不信任として私は議会の解散も辞さないという、ここで発言をした記憶があります。

なぜ当局はそこまで強い口調で言ったか、それはあくまでも法律に基づいて行政は動きま

す。それであるのに6階という定めながら、地域によって2階から3階、4階と定める。二重の高さ制限をかけている。これをまちづくり協議会で決められるようなものではない。書くのは勝手なんですけれども、それを盾に取って、行政にそれをさせなさいというふうに言うことが間違っている。

そして、あの指導要綱の中に、こうに書かれているんですね。審査の中で景観条例、同施行規則、大規模行為指導基準に基づき景観審議会の意見の聴取、議会への諮問等を行う場合がありますと。これが混乱の大原則になりました。

つまり、それを一々議会や協議会が一つ一つの事案を審議する立場じゃない。制度上そんなことはありっこない。これはどういう意味かということ、新たな制度をつくったときには景観審議会に諮りなさい。また、議会にもその新たな制度について諮問しなさいというふうに書かれているものが一つ一つが審議の対象になるという、そういうふうにいように解釈をしたということです。これが大きな大きな間違いである。

じゃ何をつくったんだと。つまり景観、意匠だけです。じゃ何を求めているんだと。その方々がつくったものは簡単に言っちゃうと、湯畑周辺、西の河原周辺、御座之湯、湯路広場、熱乃湯をモデルにしろと言えば分かりやすいと思いますけれども、妻入りの屋根にしなさい、陸地の屋根は駄目だ、板を貼りなさい、等々が書かれているわけですね。じゃそういう人たちに進言した人たちが守っているか、守っていません。

なぜか高さ制限だけが議論され、それが町民の亀裂まで発展してしまっただと。高さ制限は法律では決められません。今読んだように景観法の中でそんなことを書けるはずがない。弁護士も言っています。高さは違う法律だ、当たり前のお話です、そんなことは。それを意匠をどっちなへやって、自分の意思はいいんだ、自分で好きなようにやって、高さだけがクローズアップされてしまっただと。

そもそも論で、制度がそうなっているからしょうがないんですけれども、じゃ私が全部熟知してしたか。全然メンバーですら今まで知らなかった。手違いがあつて私のところに上がらなかったんだと思うんですけれども、そういう中で町民というか、私権の制限をかけることを議会も知らなかった、そんなことあり得ないわけですよ。それを景観協議会と称するものがつくり上げて、憲法の如き振る舞って、つくった人たちが景観を守らない、高さだけをクローズアップさせた。そして町民の間に亀裂をつくった。

ですから、私としては町長でいられるならば、今後景観については厳しい措置を取る、そういうふうを考えています。モデルは御座之湯、熱乃湯、湯路広場、和風にしなさいと書い

たんですよ、皆さん、その方々が。でありながら全く守らない。それでなぜか違う建築物の高さ制限を3階、4階に下さい。それを請願書にまとめて議会に出すというのは言語道断。謝ったらごめんなさいもない。いまだに自分たちが正しいと思っているんでしょう。

そもそも論で人の制限をかけるものを町長よく分からない、議会にも何の相談もなくかけるなんてことはできっこない、拡大解釈も甚だしい、非常に今強い怒りを覚えています。今後については、つくった方々の狙いどおり、厳しい措置を取るかもしれない、板張りですよ。

この前議会と一緒に視察した道後温泉坊ちゃんの湯、それを中心に周りのホテルが全部板を貼ったりして、それに合わせた修景をかけている。だからこそ行ってほしいと私が皆さんに言ったんです。それが本来のまちづくり、高さは違う法律です。

ですから、今上坂議員が言いましたけれども、さっき述べた法律の範囲内で幾らもできるんです。できるんです何階でも、6階なんてうちは従わないと言えればそれまでです。ましてや3階、4階なんて数字を6階というふうに定めて、またそこに2階、3階、4階と書く意味が分からない。

だからこそ、このコンサルが私のところに直訴してきましたけれども、もう意見聞かないと、そういう発想でやるならば行政はきちんと構えて対応する。結果として町長がつくったことになっちゃっているんでしょうけれども、でき上がったものを預けられただけである、一切審議会当たりでも町長に来て意見を言ってほしいの段階は何もなかった。

そういうものでつくられたので答弁の趣旨から言いますと、法律上高さ制限ありません。ないんですよ、国家として。草津だけが治外法権ではない。だから言いましたように17条の景観計画の中のあれに意匠形態のみが、形態のみが対象になる。第一、景観法って読んで字のごとく景観をつくっているんですよ、そこで高さ制限しましょうなんていうことがとんでもない話、だからつくられた方々の意思を継いで、私は今後厳しい措置をとるかもしれない。

そして、それに従わなければ最終的には拘禁刑、罰金刑まであります。ただ、自動的にはできない、そのときには景観審議会に1回諮って、その事案を諮って、手続は当然ついてきますけれども、最終的には罰則まであります。ただし、罰則は高さには何もない、だからそれから見てもお分かりのように、何を勘違いして、何を血迷ったのか分かりませんが、この問題というのが非常に草津町の根幹を大きく揺るがした、行政をあずかる長として草津町長がこれ以上やったら、解散も辞さないぞという発言をさせること自体が大きな間違いである。そういうふうに思います。

だから、景観というものは、それは大切です。だから、景観だけやろうとしているのなら

私は口を挟まなかった、そしたら景観がどこかいつちゃって、高さのみが議論されて、議会にも諮問はされない、町長もでき上がったものを預かっただけ。こんなことで草津町のルールを決めようなんていうことが間違っている。そういうふうに答弁しておきます。

○議長（宮崎謹一君） 上坂議員。

○8番（上坂国由君） 重要な問題に、町長が知らなかったというのは、ちょっと僕たちも異論を示しそうなんです、この一番大事なこの草津の景観まちづくりというガイドライン、これに本当に景観形成の基準、制限の行為で、景観形成推進地区と重点地区、こちらにも地上6階以下を原則とすると書かれてしまっている中で、これなぜ予算で僕追求しているかという、このガイドラインをかなりの部数発行して配っていると思うんですね。今後これどう扱っていいのか、もう私たち来週、再来週にまた契約があるんですけども、これちょっと使えない状態だと思うんですね、実際。

何をもってガイドをしたらいいのか分からない。今新築の建物もできていると思うんですけども、これ6階を目指してつくってしまうというのも法律上はおかしな話だと思うんですね。私たち土地を売る者からすれば、これ6階になっていますよという説明をしなきゃいけない、これ使っていいのか使っちゃいけないのかというのは本当に一番重要なところで、町長これもう1個教えてもらいたいのと、総務委員長が景観審議会入っていると思うんですけども、総務委員長もこういう話をしていますか、ちょっとずれてしまうかと思うんですけども、総務委員長も何か意見があれば教えていただきたいんですけども、町長先にこれ聞いてもよろしいですか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 何度も申し上げます。

法律論、高さ制限はできない。ただ景観計画の中に6階と書いたと、それは業者の方がおいでになれば、こういうルールはありますよと促すだけです。従わないからと町長が何かのペナルティーかけることができるかといったら、できません。ましてや3階、4階にしろなんていうことは町長が言えるはずがない。

何の権限を持って町長がそんなこと言えるんだと言われれば、それこそ国家賠償の対象になっちゃいます、私が。訴えられてくる。だから法律論で言います。高さ制限ありません。ほかの法律で決まってきます。ただ、この中で書かれていますから行政として今現在これが生きていますから、担当として来れば、こういう形の中で6階というものが景観計画の中で、

今現在ありますよと促すだけです。それ以上従わなかったから、町としては何かペナルティー科すなんていうことはできっこない。町長はスーパーマンじゃないです、行政もスーパーマンじゃないです。そういうふうに思います。そういう解釈してください。

○8番（上坂国由君） これ使っていいんですか。

○町長（黒岩信忠君） ですから、それは企画に来れば渡すと思うんですけども、こういうもんがありますよという範囲にとどめるしかない。従えなんという言葉は言えない。

もう今は大企業は全部弁護士がついていますよ。その中で、この法律に基づかない高さ制限を景観計画でペナルティーかけましょうなんていうことはできっこない、そういうことです。そういうふうに答弁します。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 先ほど上坂議員から質問をしていただきましたけれども、本会議場では、全員協議会ではないので、議員同士の質問は許されません。したがって私はそれに答えることはできません。

その中で上坂議員の質疑に関連して関連質問をしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 関連で認めます。

○10番（黒岩 卓君） それでは、関連の質問をさせていただきます。

まず、この問題については、本来総務委員会で審議しなければならない問題なんですけれども、残念ながら総務委員会ではこの点について気づきませんでした。大変申し訳なく感じています。そこで遅ればせながら、本会議場で改めて関連ということで質問をさせていただきます。

まず、草津町景観協議会ですか、これの法的根拠は何なのか、これを設立した法的根拠は何なのかということ、それから先ほど上坂議員が質問されていまして、メンバーの構成について町長が指名したのか任命したのかという話も、正確には知らないというだけで答えが終わっていましたけれども、その辺のところをもう一度はっきりと町長が指名なり任命したのかどうかという点についてもお願いしたいと思います。

それから、協議会のメンバー、私も調べてみましたけれども、協議会のメンバーの構成を見ますと、何と観光協会の方が中心になっているメンバー構成になっています。この辺のことは何でそうなっているのかということ、本来諮問機関であれば、広く町民の中から有識者を募って、その問題に関して諮問をするというのが本来の姿であって、またアドバイザーというのがいますけれども、本来であれば、2者、3者の専門家に委嘱して、いろいろな角度

から検討してもらってもいいと思うんです。そのぐらい重要な問題だと思うんです。それをなぜしなかったのかということが、その点についてはどう考えるか、それが2点目ですね。

それから、これは私一番言いたいことなんですけれども、先ほど町長もおっしゃっていましたが、議会も町も知らない間に決まりができてしまったと、後でその追認という形でさせられたというようなことがありましたけれども、あくまでも議会が最終決断、町の政策についての最終決断、意思決定は議会にあります。その議会を無視するようなことは、私は絶対に許されないし、私自身もそんなことは許したくもありません。そんなことは法律でも許されないんで、その辺についても強くこれからそういうことのないように、ぜひともお願いしたいと思います。というのが、最近こういう事例が結構多いんですよ。話を聞いていると。

例えば、この間、これはもう全然ちょっと論外になってしまうんですけれども、許してもらいたいと思うんですけれども。この間、横手山ゴンドラを架けるやという話をどこかの国会議員に陳情したというような話がありました。我々の知らないところでどうしてそういうことができるのか、それが町の意味決定であるかのようなことを平気でやられて、黙っているわけにはいかない。町の意味を決定するのは、最後の意思決定は議会なんです。町長の提案に基づいてそれを審議して意思決定をするのは議会なんです。それをないがしろにされたということは非常に憤りを感じています。その点についても町長のお考えをお聞きしたいと思っています。

以上4点お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 付託案件から大分ずれてきましたけれども、重要な問題でありますので、この件につきましては、しっかりとした別の協議会で中身を詰めてまいりたいと思います。

ただいまの質問につきまして町長のほうから。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 法的拘束力はありません。条例でもなきや単なる要綱の中で定めたまちづくり協議会とかいうことですから、その意思決定が何か法的拘束力を持つのかということは何もありません。そのとおりです。

そもそも論で、これは何でそうなったかという経緯はある程度調べましたら、前町長の責任にするわけじゃないんですけれども、前町長のときにコンサルがビジネスとして売り込んできたんだそうです。そして、それからスタートしてやった中で、その中で必然的にメン

バーも選ばれていったということで、もう既にそういう方向があったのかと思います。

私も、町長それじゃ書類を見ていなかったお前が悪いんだろうと言われるかもしれないですけれども、つい先日、メンバーを見ました。誰が決めたんだろうと疑念を抱きました。しかしながら、町長が指名するという事になれば、町長がお前が指名したんだろうということになっちゃうんですけれども、私の意見が取り入れられてつくられた経緯は一切ありません。それはきちんと申し上げておきます。

それと横手山とか町が感知しないところでいろんなものが出て、私非常に危機感持ったのが横手山のゴンドラです。議会のほうにも勉強のために私がエクセルでフォーマットを作り、幾らまで売ったら合うんだとかいう議論をしましたがけれども、ただでつくっても合わないという結論が出ているんです。ランニングコストが高すぎてとても合わない。

それから白根山が今レベルが2になって止まっていますけれども、学者の説によると、だんだん横手山方面のほうの地震も多くなっているということは、例えばそこにゴンドラを架けて噴火したら一発で終わりです。そんなリスクの高いことを、なぜ業界が言うのか私には分からない。ところどころで業界がこういう話をしたという話はいっぱい聞いています。非常に危機感を持った。

そして、そのあれを私のところに謝り来たというスタイルなんだろうが、陳謝の話は一切なく、いきなり私の机の上にボイスレコーダーを置きました。大変無礼であり失礼である。何で町長室にボイスレコーダー持ち込んで、それを録音取るんだ。何でと聞いたら、いや理事会で聞かせるから、じゃ断片的に開放するんじゃないくて、全てを聞かせろと言いましたら、一切それは公開していないですね。草津町長室にボイスレコーダーを持ち込んだのは業界と新井祥子だけです。大変失礼な話である。だけど、その方々がなぜゴンドラを議論するんだろう、いつから町長より強い権限を持っているんだろう。

私が本当に危機感を持ったのは昔の静可山、私がいなかったら100億を背負ってしまったか知れない。私は監査役だから当時の町長を必死で止めた。当時の助役を社長で送り込む、そのときに私が何としても身を張っても止めるという覚悟で止めました。もしそれを背負っていたら、今の草津町の繁栄はないというふうに思います。

議案から少しずれた議論になりましたけれども、議長の議事整理権の範囲以内で質問を許していますし、また町長に答弁ということでしますから、これ以上細かくというんだったら、提案して全協でも何でも開いてもらえれば、もっと詳しく言います。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） ありがとうございます。

先ほど町長答えてくださったとおり、協議会の委員の指名については知らないという話で、通常諮問委員会とかそういう委員の追加とかについては、議会でいつも聞きますよね。何とか委員が足りなくなってきたからどうのこうのとかが、こういうのを補充したからどうのこうのと、必ず議会のところに出てくるものだということだと思いますけれども、そういう性格の諮問委員会ではないということなんでしょうか。

9月、今年なのでしょう。今年の9月1日付で任命された方が2人いるんですよ。そんなの私なんか議会で、9月議会で聞いたことないと思うんですけども、私の記憶違いでしょうか。その辺のところをお答えください。

○議長（宮崎謹一君） 審議会委員ですか。

○10番（黒岩 卓君） まちづくり協議会の委員のことですね。

○議長（宮崎謹一君） 企画課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 黒岩議員の質問にお答えします。

今年度9月1日付で、委員となられた方が2名いらっしゃいます。それで、この協議会なんですけど、町長が任命するものとなっているんですけども、各区から2名程度規約によりますと選出するとなっております、会長のお声がけで会を開いて、その中で新旧の交代が成立すれば、それで任命されるというような形になっております。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） ということは、私の記憶は正しいということによろしいんですか。

議会には諮問はされていないということですね。

○議長（宮崎謹一君） 企画課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） この委員の任命については、議会のほうに諮問はされておられません。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員に申し上げます。

大変これはこれからのまちづくりについて重要な問題でありますので、後日全員協議会を開いて、しっかりと議会としてもそれらについて疑義をただしたいというふうに思いますが、簡潔にお願いします。

○10番（黒岩 卓君） 1点だけ、最後の質問にしたいと思います。

今、田中課長に答えていただきましたけれども、2名について役員の中で、その会議の中で決定されれば、それが決定権を持つと、そんなことが許されるのかなど。やっぱりそういうあれはやっぱりあくまでもこういうふうになりましたぐらいの報告は議会にするべきであって、やっぱりそれはそこで勝手に決められるということは、何でもありかと言われるようになっちゃうと思うんで、その辺のところをもう一度答弁してください。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 大規模行為に関する届出基準というのがありまして、これがさっき一番問題になったところの中で、審査ということの中で景観条例同規則とかいろいろなものがあつたときに、景観審議会からの意見聴取、議会への諮問等を行う場合があります。小題だけ書かれています。

これを全く拡大解釈して考えたんですけれども、個々の事案についてこれをどうのこうのするということはないです。個々を蹴って、それを議会なり、その景観審議会が、よしこれ建築認めようなんて権限があるはずがない。

町長ですらないものが、そういう団体があるはずがない。でもここに書いてある以上、これ業者がつくったんでしょうけれども、当然のことながら議会に諮問することもできるというんなら、それは確かに町長に人事権というか、諮問して任命、決まれば、こういう人が決まりましたというものをどこかで報告義務というのは、今黒岩議員が言うようにあるのかなというふうには思います。

何か全然知らないところで決まって、ただ決まりましたから、はいと出てくるだけの言葉は悪いんですけども、なあなあで来てしまったということで、今後についてもこの辺の仕組みづくりは、やはり草津の根幹を揺るがす大問題です。まちづくりの大問題を特例、特定の人たちが決定権持つがごときの振る舞うは許されるはずがないというふうには思います。こういうふうには答弁しております。

○10番（黒岩 卓君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） では、先ほど申し上げましたとおり、後日改めて全員協議会を開いてこの問題、大変草津のこれからのまちづくりに対して重要な問題でございますので協議してまいりたいと思いますがよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、第1の質問にありました僅かなんですが、都市計画費事務

費について、これの内容を企画創造課長。

〔「答弁しました」と発言する者あり〕

○議長（宮崎謹一君） じゃよろしいですか。ほかにございませんか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

1点だけお願いします。

12ページ、総務費なんですけれども、1款一般管理費の中で、庁舎等施設管理事業で備品購入費というところがあるのですが、この辺の詳しい説明をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、有坂議員のご質問にお答えいたします。

予算書の11ページ、12ページにわたるところになると思いますけれども、備品購入費の庁用器具費、これにつきましては、役場の大会議室で使用しております表彰式や訓示等で使うステージの台になりますけれども、これが10年以上経過して、損傷が激しくなったことから、これ1台を折り畳み式のものを購入したいという内容のものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

第4号についての質疑です。

市川議員。

○4番（市川祥史君） 4番、市川です。

まず2点お伺いしたいんですけれども、16ページ、母子保健費のところのこども家庭センター設置事業なんですけれども、こちらパーティション、机などの購入というご説明だったんですけれども、いつ頃からどういう体制で行っていくのかという、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それと24ページの教育振興費の中の各種大会参加派遣費、こちら各種の内容、部活内容と結果が分かればお示しいただきたいと思います。お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 2点ありました。はい、まず健康推進課長。

〔健康推進課長 萩原健司君 登壇〕

○健康推進課長（萩原健司君） それでは、市川議員のご質問にお答えいたします。

いつから、どういう体制でこども家庭センター行われるのかというご質問かと思いますが、こども家庭センターにおいては、従来健康推進課が実施してきた母子保健機能と教育委員会、こどもみらい課が所管していた児童虐待対策など、児童福祉機能一元化し、子育て世代切れ目ない総合的な支援を実施することを目的として、12月1日に保健センター内にこども家庭センターなないろを設置し、業務を開始したところでございます。

センターの体制といたしましては、センター長は私が兼務し、そのほか統括支援員として保健師が1名並びに業務に従事する保健師、事務員で構成しております。これらの職員は健康推進課の業務を兼ねながら支援を要する妊婦や子育て世代の保護者の相談や困り事の一元化に受け止め、早期発見、早期支援につなげるとともに、虐待、不登校、貧困等の総合的な課題に対して、ワンストップで専門的かつ継続的な支援を行うなど、このような体制で行ってまいります。今後におきましても、子供と家庭の安心につながる体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○4番（市川祥史君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 2点目につきまして、こどもみらい課長。

〔こどもみらい課長 高井洋一君 登壇〕

○こどもみらい課長（高井洋一君） 2点目の市川議員からのご質問にお答えいたします。

中学校部活動における県大会、またそれ以上の大会につきましては、大会参加費として町より補助を行っております。今年度につきましては、生徒の活躍が目覚ましくて、特に柔道部全国大会出場や吹奏楽部の西関東大会出場など、遠方地への遠征など多額の費用がかかっております。これから冬シーズンを迎えスキー部の活躍も期待されるところでありますが、スキー部につきましてはこれから全中等、例年費用がかかることも予測されるために、当初予算分では足りない分、予算不足分が生じぬよう補正をしたところでございます。

個々の大会の結果につきましてですが、柔道部が群馬県中学校柔道大会で団体3位、個人優勝2名、準優勝1名となっております。関東中学校柔道大会では、個人ベスト8、ベスト16となっております。全国中学校柔道大会では個人ベストでベスト16に入っております。また、吹奏楽部なんですけど中部地区吹奏楽コンクールで県大会金賞を取っております。それから、群馬県吹奏楽コンクールでこちらも県大会金賞、こちらにつきましては昭和57年以来43年ぶりという快挙でございました。それから、県マーチングコンテスト、こちらについても金賞です。それから、西関東吹奏楽コンクール、こちらは銅賞となりました。それから、西

関東マーチングコンテスト銅賞となっております。

説明は以上です。

○4番（市川祥史君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

第4号について、ほかに質疑ございませんか。

金丸議員。

○7番（金丸勝利君） 7番、金丸勝利です。

16ページ、衛生費の中の予防費、補正予算40万円の増額ということですが、带状疱疹の予防接種の助成事業の増額費用だと思うんですが、実績に伴って増えたものなのか、また、最近上毛新聞で発表された各町村の補助に対する金額の差が表されましたけれども、それについて今後草津町として増額をするおつもりがあるかどうか、また、带状疱疹のいわゆる定期接種というのが国で始まりましたけれども、その補助との差というのもどのくらいなのか教えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 萩原健司君 登壇〕

○健康推進課長（萩原健司君） それでは、金丸議員のご質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチン接種の実績でございますが、定期接種では本年度、7年度からの実施ということで、132の方が接種してございます。それと任意接種でございますが、任意接種については令和5年度からの実施で、延べ39の方が今実施、接種をしている状況でございます。

定期接種の費用ということなんですけれども、定期接種の費用については、群馬県の医師会と草津町の意見を聞いて決定されるものでございます。

委託料の差額ということなんです、国が示している金額が組換えワクチンと生ワクチンというものがございまして、組換えワクチンのほうが2万2,060円という形で示されました。生ワクチンについては8,860円という形になってございます。それで実際に決定された金額なんです、決定された金額については定期接種においては2万2,100円、任意接種については1万円というような形で決定をされているというような状況になってございます。よろしく申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○7番（金丸勝利君） もう1点、先ほどの町長に、今後助成を増やす思いがあるかどうかというところを教えていただければと思います。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） この問題は、金丸議員大変情熱を持って取り組んでおるということで、私は独断でもやろうという判断していたら、町村会で一緒に足並みをそろえてやりましょうという合意ができました。

つまり、吾妻郡の中であまりにもそういう補助とかそういうものが各町村でばらつきが出ると、首長の立つ瀬がないという意味があるんでしょうけれども、そういう中でやることについてはやるということで決定しました。

それで、金額についてはこの間上毛新聞に出て、このエリアが少し低いんじゃないんかという話があったんですけれども、草津だけ私の判断で飛び抜けてしましようというのもやっぱり紳士協定みたいのがあるんで、いかがなものかと思うんで、増額、また足りないものの補正は組みます。と同時にその金額ですね。負担割合の金額を上げられるかどうかは広域で、町村会で話をしてみたいと思います。

私の判断でここでやると言えばかつこいいんでしょうけれども、そうするとほかの町村長のところから約束事が違うんじゃないんかと言われかねないんで、そういう事情もぜひご理解していただきたいと思います。

県内ほぼ同じようになることが私は理想かなと思っていますので、まずやるかやらないかでもめてたときに、やろうという判断の中で広域で話しましたら、みんなでやろうよということになったものですから、その辺のここで一存で言えないところがあるんで、町村会で話をしてみたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○7番（金丸勝利君） ありがとうございます。

そうすれば、吾妻郡内の我が党の議員にも働きかけて、各町村で首長さんに進言していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 要望ですね。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第4号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決決定いたしました。

ここで傍聴の方もたくさんいらっしゃいますので、5分ほどの休憩といたします。

20分に再開いたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時20分

○議長（宮崎謹一君） 定刻となりましたので再開いたします。

---

#### ◎議案第5号～議案第7号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第5号から議案第7号について一括質疑を行います。

5号から7号について質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決につきましては、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第5号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第6号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第7号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第8号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第8号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第9号について質疑を行います。

9号について質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第10号について質疑を行います。

10号について質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第10号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎議案第11号～議案第13号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第11号から議案第13号について一括質疑を行います。

11号から13号について質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第11号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第12号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、議案第13号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決決定いたしました。

---

#### ◎請願・陳情書にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、陳情書にかかる委員長報告を願います。

最初に、陳情3、「街角ピアノの設置に関する陳情」について、担当の総務観光常任委員長、報告を願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、陳情・請願にかかる委員長報告をいたします。

開催日、令和7年12月2日。

街角ピアノの設置に関する陳情書ということで。

本陳情は、橋本健一氏から、NHKで放送の街角ピアノの設置を天狗山スキー場で建設しているレストハウスの一角に設置してほしいとする内容の陳情であります。

委員からは、新天狗山レストハウスに、ピアノを置くだけのスペースを確保することが可能なのかという質問がなされ、当局からは、建設中のレストハウスは、今までより面積を縮

小したコンパクトなつくりであることや、草津温泉と白根山の位置関係や温泉が湧き出る仕組みを現したジオラマが設置されることから、ピアノを置くスペースの確保はできないとする説明がありました。

各委員の意見といたしましては、不採択5名という結果であり、当委員会としては不採択といたしました。

以上、陳情書にかかる委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 委員長報告がありました。

お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

続いて、陳情4、「ネパール人の日本語習得のための施設に関する陳情」について、担当の民教土木常任委員長、報告を願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 陳情4にかかる委員長報告をさせていただきます。

陳情4、ネパール人の日本語習得のための施設に関する陳情であります。

本陳情につきましては、ネパール人の日本語習得のための施設を創っていただきたいとの陳情であります。

委員からは、草津町在住のネパール人の人数や、ネパール人以外の外国人の人数等の質問がなされ、ネパール人以外の外国人も在住していることから、限定的には行えないのではないかという意見がありました。

慎重審議の結果、各委員の意見としましては、不採択2名、継続審査3名となりまして、当委員会といたしましては、本陳情を継続審査といたしました。

よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

続いて、請願1、「草津町における新公園設置に関する請願」について、担当の民教土木常任委員長、報告を願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、請願につきましてご報告をさせていただきます。

請願1、草津町における新公園設置に関する請願でございます。

本請願につきましては、商工会青年部より、老若男女問わず、町民及び観光客が気軽に利用できる新たな公園を設置していただきたいとの請願であります。

当局からは、今後の学校建て替え時に併せて一体的な整備を考えたいとの意見が出されました。また、委員からは、既設公園の整備についても要望が出されました。

慎重審議の結果、各委員の意見といたしましては、採択5名となり、当委員会といたしましては、本請願を採択といたしました。

以上、請願にかかる委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本請願については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

---

### ◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付の今後予定されている議員活動ですが、どれも重要な議会活動です。各自確認をいただき、出席方についてよろしくお願いを申し上げます。

お諮りします。議会会議規則第126条の規定により、この一覧表のとおり、会議や諸行事等に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、お手元の配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

---

### ◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案外にかかる委員長報告をお願いします。

ない場合は、その席で「なし」と答えてください。

初めに、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

その他の事項について。

（１）熊の出没状況と緊急銃猟の手引書作成状況について。

委員より、全国で多発する熊の出没による事故について心配があるとの意見から、先般、上毛新聞に掲載された「熊の緊急銃猟マニュアル」の進捗状況と、草津町における「熊の出没状況」などについて質問がされました。

当局からは、群馬県のガイドラインを参考に現在、マニュアルを策定中であり、年度内には仕上げたいとの説明がありました。

また、熊の出没情報や出動状況は昨年度を大きく上回る状況であるとの報告であり、町のホームページや公式ラインアプリを通じて注意啓発を促しているとの説明がありました。

委員からは、猟友会の高齢化の課題や町内のごみの出し方の指摘などを含め、町として今後の対策強化の意見が活発に出され、町長からは観光立町である草津町として安全対策を進めていくことや、仮に緊急銃猟などの事態が発生した場合は、県や警察機関などと連携しつつ、町長として適切に判断していく旨の説明がありました。

（２）番。温泉門の駐車場について。

委員より、温泉門駐車場の利用対象者について、「町民や事業所の従業員が無料であることを理由に駐車しているが、お客様が利用できないことについて対策が練られているか」という質問がなされました。

当局からは、中央通りの活性化を目標として温泉門駐車場は無料としている旨の説明があり、その上で、町長からは、有料駐車場にすることで、このエリアを含めた町内経済がどのような動きになるのか、推移と現状をもう少し見守りながら、有料化についても検討してみたい旨の説明がありました。

以上、付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 民教土木常任委員長、その他にありますか。

○民教土木常任委員長（上坂国由君） あります。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、民教土木常任委員会の付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料における子ども・子育て支援金について、概要説明がありました。

令和8年度から国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料に加算して開始される「子ども・子育て支援金」について、国による当該支援金の使い道や、税率及び料率の算定方法、こども家庭庁が現在想定している支援金の額及び条例改正などの概要について、当局より説明がありました。

2つ目、今シーズンの除雪体制であります。

当局より、今シーズンの除雪体制について、町内除雪については、町内22業者と土木課職員による体制で除雪作業に取り組む旨の報告がありました。

特に、草津道路の除雪については、電光掲示板を設置することにより、運転手への路面凍結の早期注意喚起を行い、赤仁田の待避所には小型除雪ドーザを配備し、スリップ渋滞等に対処できるよう準備するなど、除雪体制の強化を図る旨の報告がありました。

また、委員からは、草津道路メロディーライン付近へのライブカメラの設置についての要望がなされ、当局からは近隣に設置されているライブカメラとの兼ね合いも考慮して検討するとの説明がありました。

また、委員からのその他の事項でございます。

委員から、南本町の武藤組分譲地付近の私道について、アスファルト舗装や側溝の劣化がひどいとの意見があり、当局からは、今後計画的に修繕を進めていただけるという説明がありました。

また、11月7日に行われた「草津町議会と中学生との懇談会」において、中学生から発言された町への要望について報告があり、当局より次のように説明がありました。

総合体育館の使用料について。

総合体育館使用料についての質問があり、当局からは、利用者から施設使用申請提出書に基づいて使用料を徴収しているという説明がありました。

また、中学校体育館の雨漏りについて。

中学校体育館の雨漏りがひどく、改善してほしいとの中学生からの要望について、当局も

把握しており、今後は雨漏りの原因究明を行い、次年度以降に修繕を行いたいとの説明がありました。

また、委員からは、草津町の空き家状況についての質問があり、当局からは、空き家対策について今後検討を進めるという説明がありました。

以上、民教土木常任委員会に付託議案外にされました委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、温泉温水対策特別委員長、報告ありますか。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策特別委員会、付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

温泉の給湯の研究について。

委員より、南本町や立町区のグリーンハイツなど、温泉給湯の整備のされていない地区について、将来的に道路改良や対策・インフラ整備をする際に、排湯も含めた研究ができないかとの意見が出され、町当局に調査・研究をするようお願いをいたしました。

以上、付託議案外にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 議会運営委員長。失礼しました。

○議会運営委員長（湯本晃久君） 報告ございません。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案外にかかる委員長報告を終了いたします。

---

#### ◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） 続いて、一般質問を行います。

---

#### ◇ 有 坂 太 宏 君

○議長（宮崎謹一君） 3番、有坂太宏議員。

〔3番 有坂太宏君 登壇〕

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

観光局の設置についてということでお伺いしたいと思います。

先日、町民の方よりこんなお話を伺いました。

「観光協会が、ヨーロッパへ行った際に多額の予算で行ったそうですね」と。私は、その場で答えることはできませんでした。

現在観光協会には、町からの予算で、観光協会宣伝委託5,460万円、誘客推進対策事業委託で2,300万円、合計で7,600万円を計上しています。この予算が適切なものかと以前指摘をさせていただいたことがあります。町長はたしか、「適切なものと判断する」と答弁された記憶をしています。

今回の件では、町民の公募で行って行ったのであれば、多方面からの目で視察ができるので、適切な視察となったと思いますが、協会役員のみでの視察旅行の意味合いが拭い切れなと思います。町長のご意見をお聞かせください。

また、今回の視察研修において、どのような成果があったのか。また報告があったかもお聞かせ願いたいと思います。

現在世の中は、インターネットでの情報が主流となっており、このような流れの中で、観光協会不要論もささやかれています。全国では観光協会を閉鎖するところも出てきております。草津町では過去に観光協会の立ち上げを検討されたこともあると伺っています。この点についても町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、一般質問とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員の一般質問にお答えをいたします。

予算の金額が少し違っているのですが、私のほうからどのように予算がなってきたのか申し上げたいと思います。

21年度は前中澤町長からのあれで5,461万円でした。私が就任したのが平成22年度で、そのときには1億1,040万2,000円という数字で、一気に跳ね上がっています。そして、さらに23年度は1億2,059万6,000円になっております。そして、これは抜けていますけれども、30年度、平成30年度で7,377万8,000円であり、それから令和元年度、また金額が上がりまして9,316万8,000円になっています。そして令和2年度が9,353万2,000円、そして令和3年度が9,184万円、続いて令和4年が8,859万円、令和5年度が8,620万円、そして令和6年度が7,790万円です。そして令和7年度が6,935万円という数字になっております。

非常にばらつきがあるんですけども、この数字を読んでお分かりのとおり、5,461万円から一気に、これが倍増しているという数字です。これは観光協会のほうから景気対策を浮揚するためにぜひ組んでくれと、町もお金がない中で工面をしてこのように対応してまいり

ました。

そういう中、もう一つの視点から見る熱乃湯の売り上げ、就任当時は大体7,000万円ぐらいだったと思います。ですけれども今は2億3,000万円、ですから観光協会は公益会計、収益会計というふうに捉えてやっていますけれども、トータルで幾らあるのかが一番重要だと思えます。

そういう中で答弁続けますけれども、ヨーロッパ、フランスに行ったそのインバウンドの効果というのがあったのかということですが、報告は上がっているのが128.5%のヨーロッパからあったということで、これがその誘客対策に行って増えたのか、自然に増えたのか分かりません。欧米関係が増えているのは事実であります。インバウンドもずっと伸びていますけれども、特に欧米人が増えてきているのは、このキャラバンが行ったかどうかの問題とは何とも分かりづらいというふうに思えます。

そして、じゃこの事業が誰もが納得する事業かという捉え方ができると思うんですね。やはり回り回れば町民の税金ですから、それを観光協会には渡しています。言い方は収益事業で行っているんだという言い方なんですけれども、それは片手落ちの話であって、トータルの中で観光協会がどのように動くかということを見ていかなきゃならないと思っております。

そして、インバウンドの私の考え方は、よく述べているように、自然体でいいと、否定もしないし、私が飛んで行って、お客さん、ぜひいらっしゃってくださいということもすべきじゃないと思っています。

過去に大澤知事が音頭取りしまして、群馬県の観光を抱える市町村と一緒に台湾にプロモーションに行きました。やはり知事は知事が同行です、知事が行ってそれで私がプロモーションをして、そこで講演というか草津のPRしたときには、日本一の草津温泉と言ったら一番受けがよかったです、草津温泉の。

しかしながら、じゃ知事と行っている人々と握手して帰ってきました。それで客が増えたかという、そんな簡単なものじゃないというのが私の感想です。あるホテルが、その人は自分で単独でその同行した中で、ブースを開いて相手のエージェントと直接折衝していました。そういうことするならば、効果があるんだと思いますけれども、いかがなものかな。

だから、その費用対効果考えたときに、果たしてそれがいいのかどうかということで、やるほうにしてみれば、いいんだという理論なんでしょうけれども、観光協会に指定管理に出している弱みと、それから補助金を多額に出している等々を考えたときに、果たして今度の

ヨーロッパのフランスのあれが適切であったか否かというのは、あえてイエスかノーか言わないですけども、やはりいかなものかなという感想は持っております。

そしてインバウンドというのは、この前も申し上げましたように、イギリス人で日本にいる、もう来て50年近くいる、非常に辛口ないろんなコメンテーターであるし評論家であるし、ケンブリッジですかね、大学を出た非常に著名な方がいて、その方が群馬県のアドバイザーにもなっていて、それで天狗山のゴンドラを架けるときに、その人の判断で補助金がつくかどうかのことで、私と田中課長と3人でクリスタル天で食事をしました。

そしたら、久々に私と同じ考え方をする人に会えてうれしいとデビットさんが言ってくれて、発想がすごいというふうに言ってくれました。そのときに、インバウンド対策はプロですから、何をしたらいいでしょうか、ネットの社会だと。もう全て世界はネットでつながっているんだから、インターネットでやるほうが一番効率がいいと、このようにおっしゃっていました。

そして、取りあえず日本に来たときにどうするかと、日本に来るんだそうです。そしたら、いろんな情報はネットであふれているから、じゃどういうふうにしようかというのは、一番権威があるのは自治体が発するネットである、ホームページとか。ですから草津のホームページはちょっとしょぼい、もう少し充実したほうがいいとアドバイスを受けました。そして、まちづくりとか考え方はすばらしい考えを持っていると、草津町は、というお褒めの言葉がありました。

ですから、私はインバウンドは基本的には、私が出向いて行って、トップですから、握手して客が来るかと、そんなビジネス簡単なもんじゃないと思います。もう主流はネットで、それをやるのが一番私はいいものだと、このように思います。

今、金額を述べましたけれども、この金額は、ある意味では観光協会が聖域みたいになっちゃって、手を出しづらくなっているということでもあります。つまり公益収益足し算するとすごい金額です。だから私になったときから見れば、2倍、3倍の金額になっている。その中でそれが正しいのかということですけども、ただ正しいとは言い切れません。なぜならば収益公益を含めてですけども、1億の余剰金持っているんですね。そんな裕福な団体見たことない。

よくほかの町村長が補助金というのは、足りない分をくれというのが補助金であって、補助金を受けているものが多くの金を持っているというのは何かおかしいと、そういうコメントももらいました。そのとおりだと思います。

そういう意味で令和7年度が6,935万と1回下がりましたがけれども、そのかわり収益会計はどんどん伸びています。だからトータルすると観光協会、非常に潤沢な金を持っていると思っております。

そして、私が来年のことを控えて町民の皆様に政策上の話に伺いますと、町長は観光ばかりやっている。福祉教育、年寄りのあれにあまり考えはない。散々言われました。だからこの観光協会の今有坂議員が質問した中なんかも、情報として入っているんだと思いますけれども、やはりそういう意味では正しいというか、誰もが納得するものでなければならないと思います。

観光局という話がありますけれども、私が町長になって間もなく観光局立ち上げようという頑張ったんですけれども、まず商工会が抜けました。それは商工会法という法律があって、一緒になることができないということの中で商工会が抜ける。それで旅館組合のほうも当時の組合長、今も同じかな、観光局は我々も難しいと言ったような記憶があります。それなんで、そのまんまに放置したんですけれども、どういうふうにしたらいいのかというふうに思います。

そういう中で、私が今金額が多くなって、下がってきましたら、町長が予算削ったというわさが盛んに流されるんですね。確かに削っています。だけど私が言っているのは、補助金は下がったけれども収益はものすごくあるだろう。余剰金を1億円も持っているところに行ったら、町長に予算を減らされて、人材部会の何万とか何十万が出してもらえなかったという話を聞くし、ゆもみちゃんの応援も回数が少なくなっていて、予算がなくてできないという話が聞こえてきますのを残念に思います。なぜか、町長を悪者にしよう悪者にしようという、そういう意図が見え隠れしてならない。

ですから私、今後どうしようかと考えているんですけれども、観光協会とか業界の皆さん、みんな悪いなんて言っていません。ただ、今リーダーの人たちの発想が私と合わないのかなというふうに思います。それぞれの会員の皆さん一生懸命やっているし、それに対しては敬意も表しますけれども、やはりトップでかなり変わります組織って。町長も代わったでしょう。昔は町長なんか誰がなったって同じだと。これほど町を変えた町長いないと思いますよ。変わるんです組織というのは、トップで。だから、その上層部の人たちの考え方と私の考え方にずれが出ているというふうに言わざるを得ないと思います。

じゃ、今後どうするかと考えたときには、来年のそれが終わって、私がここで町長として立てたとするならば、決して何か観光協会をとことん目くじら立てて、何かしようなんて考

えは毛頭ないですけども、だからいろんな事業を行いたいんだと、それをどういう効果があるんだというものを出示してもらおうと思っているんですよね。そういう中で公益会計の補助金が幾ら、収益はさんざん稼げばいいと思いますよ。

それも指定管理が来年かな、その次かな、切れるんですね。だから指定管理者をゼロから見直すことも町長の権限でできるんです。指定管理というのは行政行為ですから、その任にあらずとすれば指定管理を打ち切ることも可能なんですね。それが法律論です。だけどそんな乱暴なことをするつもりはない、当然観光協会に指定管理を出しますけれども、そういう中で収益公益を含めたトータルで、やはりそれが誰が見ても町民の皆さんは見て、それならいんじゃないのという数字に、事業にしていかなければなど、このように思っております。

何かやっぱりお金を持つと考えが急に大きくなってきて、さっきの話じゃないですけども、観光協会潤沢ですから、だからゴンドラ架けようみたいな話が出たのかもしれないですけども、非常にそういうものは危険な考え方だと思います。

何度も言います。指定管理は行政行為です。町長の職権行為が及びます。それから補助金も草津町が拠出するという事は、町長の権限が及びますので、収益公益を含めた中で町民が誰もが納得するようなそういうものに、使い道にしていかなければならない。それには幾らかかるのかということです。

そういうちょっときつい話をしますと職員が不安になると思いますけれども、私は言っています。職員が困るようなことをするほどばかではないと。それは雇用した職員がきちんと仕事をできて、サラリーをもらえるような仕組みづくりをしていくのは当然の話でありますけれども、本当に事業として今有坂君が指摘したようなものが費用対効果でよかったのかというふうに言われると、協会はそれでよかったからやったんでしょうけれども、私としてはいかなものかな。

我々、姉妹都市交流に行くんだって、普通は全部町長はただですよ。当たり前です仕事です。だけどきちんと20万円負担をしてエコノミーで行って、それで、それは姉妹都市というのはビジネスではなくて友情を深める。だからそれは費用対効果ないですよ。友情のためですけども。観光協会が行くのは、これは草津町の観光産業をより飛躍させるための仕事として行くわけですから、その費用対効果という中で、果たして適切であったか否かというのは、いかなものかなと思います。

私が台湾に行ったときも、向こうの人と握手しましたけれども、これでお客さん来るんだろうか。そして、草津温泉日本一の温泉地ですと言ったときは拍手が起きましたけれども、

それでめでたしになるかと。ビジネスは、私のビジネス感覚はそんなビジネス甘いもんじゃないと、もっと泥臭いものがあったり、いろんなものの総合力でビジネスが成り立つんだと、だから観光協会はビジネスですからね。友情を深めるために行っているわけじゃないですから、そういう意味で、今の上層部と私との間では、そごが出ているのも事実かもしれません。

ただし、人事権は私にあるわけじゃないですから、それは業界が決めることなんで、それにとにかく言うつもりはありませんけれども、ただ補助金として出すのは草津町、草津町長です。それで指定管理は行政行為です。勉強してもらえば分かりますけれども、任にあらずとしたら指定管理を途中で中断できると、そういう権限もあると。

だから、指定管理で足りなくなれば、逆に町は金出すんですよ。観光公社が一番いい例、34億円赤字を掘ったんですから、34億円をじゃ観光公社に持ったと言ったら、直ちに潰れる。だから、赤字だから、その分を指定管理は行政行為だから町の赤字として持っていたわけですよ。そして、今度は利益が出始めた、だから私が考えたのはフロート制、家賃を一旦まけたけれども元に戻して、さらにそれから出たあれについては利益は50対50にしようというフロート制にした。これがビジネスですよ、私が考えている。

だから、観光協会もそれを当てはめてもいいんでしょうけれども、非常に反発するでしょうから、やるつもりはないですけれども、やはり誰が見ても納得する金の使い方をしてほしいというふうに思います。公益収益会計もあれです、指定管理です。行政行為の流れですから、そういう中で、その辺を協会の幹部、皆さんほとんどの人はいいと思うんですけども、幹部の方々がどういうふうに認識を持っているのか分かりませんが、私との間ではそごが出てきていると言わざるを得ない。

以上、答弁とします。

- 議長（宮崎謹一君） よろしいですか。
- 3番（有坂太宏君） はい、ありがとうございました。
- 議長（宮崎謹一君） 以上で、一般質問を終了いたします。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

- 議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事を全て終了いたします。  
会議を閉じます。

今回の第7回の定例会におきまして、いろいろ問題が出ました。まちづくり、また誘客等々、非常に草津のこれからの歩みにとりまして重要な問題であります。先ほど申しました

ように、後日全員協議会を開いて議会の意思、また皆さんが同じような気持ちを持って進むことが町の発展につながるというふうに思いますので、後日今の一般質問で観光局というような問題もが出ました。観光の在り方、そして、また景観、まちづくり、景観の在り方等々につきまして、みんなが同じ歩調で同じ気持ちで進むことがまちづくりの基本であるというふうに思いますので、後日改めて全員協議会を開きたいというふうに思っております。

以上で、令和7年第7回草津町議会定例会を閉会といたします。

5日から始まりまして本日まで大変ご苦労さまでした。

ありがとうございました。

閉会 午前11時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 宮 崎 謹 一

署 名 議 員 直 井 新 吾

署 名 議 員 黒 岩 卓